

第Ⅸ章 資料

資料 1. 特別支援学校の教育課程編成・実施ガイドブック

資料として、「特別支援学校の教育課程編成・実施ガイドブック」を掲載した。本ガイドブックでは、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項についてまとめ、教育課程の改善に取り組んだ特別支援学校の事例を紹介している。

資料 2. 調査票（単純集計結果）

調査研究で使用した調査票及び単純集計結果を掲載した。

特別支援学校の教育課程編成・実施ガイドブック

令和 5 年 3 月



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

***** 目 次 *****

本ガイドブックの活用にあたって

第 1 章 学習指導要領と教育課程

- ◆ 学習指導要領に基づく教育課程の編成
- ◆ 社会に開かれた教育課程の実現
- ◆ 育成を目指す資質・能力
- ◆ カリキュラム・マネジメントの確立
- ◆ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- ◆ 個別の指導計画の作成

第 2 章 特別支援学校における教育課程編成の考え方

- ◆ 教育課程とは
- ◆ 実態に応じた教育課程の編成
- ◆ 自立活動の指導
- ◆ 各教科等を合わせた指導
- ◆ 障害のある児童生徒の教科書

第 3 章 特別支援学校における教育課程の改善に係る取組

- ◆ 事例 1 教育課程の改善に係る学校組織としての取組
- ◆ 事例 2 準ずる教育課程における教科横断的な視点で取り組む総合的な学習の時間
- ◆ 事例 3 知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程
- ◆ 事例 4 自立活動の指導の充実

第 4 章 特別支援学校の教育課程編成を支える管理職及び教育委員会の役割

- ◆ 管理職の役割
- ◆ 教育委員会の役割

第 5 章 資料

本ガイドブックの活用にあたって

■ 作成の主旨

本ガイドブックは、本研究所が令和3～4年度に実施した重点課題研究「学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究」の研究成果報告書の一部として作成したものです。

平成29年及び31年に告示された特別支援学校学習指導要領の着実な実施を図るためには、新たに示された「社会に開かれた教育課程の実現」「育成を目指す資質・能力」「カリキュラム・マネジメント」等について正しく理解し、学習指導要領に基づいた教育課程を編成する必要があります。その上で、実施した教育課程を評価し、改善を図ることが求められています。

本ガイドブックでは、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項についてまとめ、教育課程の改善に取り組んだ特別支援学校の事例を紹介しました。本ガイドブックの内容を参考に、各学校において学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施を進め、子供たちの学びが充実することを願っています。

■ 構成と活用方法

第1章は、「学習指導要領と教育課程」として、学習指導要領に基づく教育課程の編成に関する法令や規則等について確認し、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、カリキュラム・マネジメントの確立などのキーワードについて解説しました。

第2章は、「特別支援学校における教育課程編成の考え方」として、教育課程編成の要素と編成の手順について、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を踏まえて解説しました。

第3章は、「特別支援学校における教育課程の改善に係る取組」です。研究協力校4校における取組を紹介しました。

第4章は、「特別支援学校の教育課程編成を支える管理職及び教育委員会の役割」として、管理職と教育委員会の役割についてまとめました。

第5章は、「資料」として、教育課程の編成・実施の根拠となる法規や通知等を紹介しています。

教育課程の改善を学校全体で進める「カリキュラム・マネジメント」は、すべての教師が主体的に関わっていくことが必要です。学校組織として、教育課程の編成・実施から評価・改善に至るPDCAサイクルの仕組みを確立し、教育活動の質の向上につなげるために、本ガイドブックを活用してください。

第 1 章 学習指導要領と教育課程

■ 学習指導要領に基づく教育課程の編成

学校教育は、公教育として公の性質をもつものであり、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請されています。これは、特別支援学校においても同様であり、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために、学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設け、全体としての統一性を保つことが必要となります。

一方で、教育は、その本質から幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切です。また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところも大きいものです。

したがって、各学校では、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準にしたがい、幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮しながら、創意工夫を加えて、効果的な教育活動が展開できるような教育課程を責任をもって編成し、実施する必要があります。また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことが求められています。

我が国の学校制度は、学校教育の目的や目標、教育課程について、法令で種々の定めがなされています。学校教育法では、小学校、中学校、高等学校等の教科等について、それぞれの学校の目的・目標等に従い、文部科学大臣が定めることになっており、特別支援学校についても文部科学大臣が定めることとされています（学校教育法第77条）。そして、この学校教育法の規定に基づいて、教育課程の基準は、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものとすることが定められています（学校教育法施行規則129条）。

学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます（文部科学省、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm）。

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣は特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領を告示という形式で定めています。この学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成・実施に当たっては、これに従わなければならないものです。また、学習指導要領は、児童生徒や学校の実態等に応じて各学校が創意工夫を生かした教育が展開できるように、基準の大綱化・弾力化が図られてきています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令及び条例に違反しない限度において教育

課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第 33 条第 1 項）とされています。この規定に基づき、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合、公立の学校はそれに従って教育課程を編成する必要があります。

■ 社会に開かれた教育課程

平成 29 年 4 月に告示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領では、前文が示され、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と記されています。そして、こうした「社会に開かれた教育課程」として、次の点が重要になるとしています（文部科学省，2017）。すなわち、①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと、②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと、③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること、の 3 点です。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の障害の状態等を踏まえた教育課程を編成することが重要であり、編成された教育課程は、小・中学校等の通常の学級、特別支援学級の教育課程とも連続性を保ったものとするのが求められています。

■ 育成を目指す資質・能力

学校の教育活動を進めるに当たっては、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、学校教育全体や各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱（図 1-1）の育成がバランスよく実現できるよう留意することが示されています（文部科学省，2017）。

各教科等の目標や内容も、資質・能力の三つの柱に基づいて整理されており、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、児童生徒がその内容を既得の知識及び技能と関連付けながら深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる生きて働く知識となることを含め、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視する必要がある、児童生徒に対してどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定していくことが重要となります。

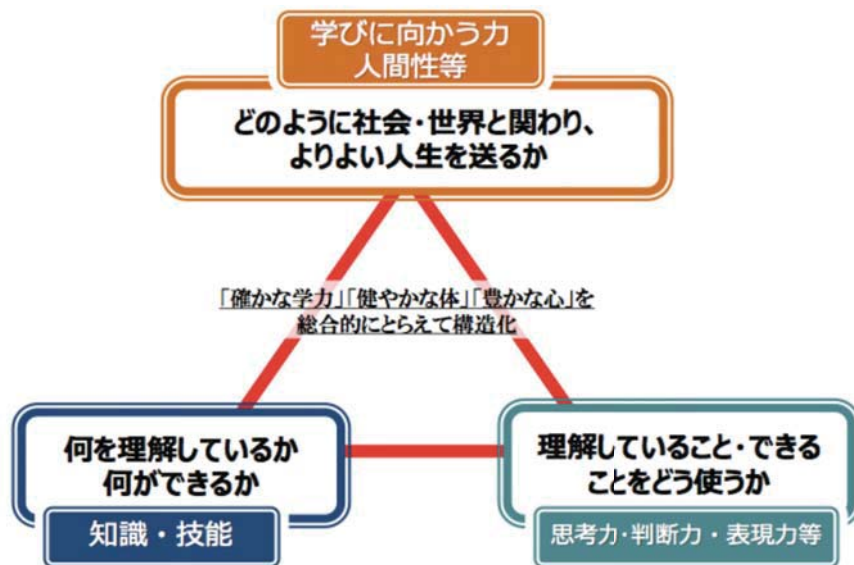


図 1-1 育成を目指す資質・能力（文部科学省作成）

■ カリキュラム・マネジメントの確立

カリキュラム・マネジメントについては、特別支援学校学習指導要領に「児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、④児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第 3 節の 3 の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。」と示されています。

特に、④に関しては特別支援学校に加えられている側面であり、個別の指導計画に基づいて学習の成果を評価し、教育課程の評価と改善につなげていくことが求められます。

新しい時代に必要な資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」実現のために、カリキュラム・マネジメントの推進が求められています。

■ 重複障害者等に関する教育課程の取り扱い

特別支援学校学習指導要領第1章第8節には、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定が示されています（表1-1）。

そこでは、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。また、道徳科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって替えることができる。視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる。中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができると定められています。

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科または外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができると定められています。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができると定められています。

この他、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語

活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。重複障害者、療養中の児童生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとするという 6 項目について規定しています。

この「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定を適用する際の基本的な考え方を踏まえ、各学校においては、児童生徒の在学期間に行う教育の内容を決定する際に、児童生徒一人ひとりの障害の状態などを考慮しながら、教育課程の編成を工夫し、教育課程の評価を実施することが求められます。

表 1-1 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第 1 章総則第 8 節)

○障害の状態により特に必要がある場合

- ・目標及び内容の一部を取り扱わないことができる
- ・該当学年の前各学年の目標及び内容に替えることができる（一部又は全部）
- ・中学部→小学部の目標及び内容に替えることができる（一部又は全部）
- ・高等部→小、中学部の目標及び内容に替えることができる（一部）
- ・外国語科→外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる
- ・幼稚部教育要領のねらい及び内容の一部を取り入れることができる（小、中）

○知的障害を併せ有する児童生徒の場合

- ・各教科の目標及び内容の一部又は全部を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」に替えることができる

○重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

- ・「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる

■ 個別の指導計画の作成と活用

「個別の指導計画」とは、学校の教育課程において、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画のことです。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、「各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。」と示されています。

特別支援学校の教育課程には、障害のある幼児児童生徒について、その障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を

養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとする「自立活動」の領域が設けられています。この「自立活動」は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であることから、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導内容・方法を工夫して指導を行うことが基本となります。このため、特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）等では、この「自立活動」の指導に当たって、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、「個別の指導計画」を作成することを定めています。また、2009 年（平成 21 年）の学習指導要領からは、自立活動に加えて教科指導等を含めて「個別の指導計画」を作成し、指導を行うこととされています。各教科等の指導に当たって個別の指導計画を作成する際の配慮事項としては、以下の 2 点が示されています。

- ・ 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。
- ・ 児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第 4 節の 1 の (3) に示す情報手段や教材・ 教具の活用を図ること。

各教科において作成する個別の指導計画は、児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握が必要になります。そして、児童生徒が卒業するまでに各教科等の指導をとおしてどのような資質・能力の育成を目指すのか、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすることが大切になります。特別支援学校学習指導要領解説総則編では、各教科の目標設定に至る手続きの例として、表 1-2 のように示されています。

自立活動については、その内容は各教科のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に即した指導目標を達成するために必要な項目を選定して取り扱うものです。そのため、自立活動の個別の指導計画を作成するに当たっては、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、6 区分 27 項目の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになります。また、個別の指導計画に基づく系統的な指導を展開

するためには、個別の指導計画の作成担当者は、なぜその指導目標を設定したのかなど、その設定に至るまでの考え方(指導仮説)について記述し、次の担当者に引き継ぐような工夫も大切になります。特別支援学校学習指導要領解説総則編では、自立活動の目標設定に至る手続きの例として、表 1-3 のように示されています。なお、自立活動の指導における個別の指導計画の作成については、特別支援学校学習指導要領解説自立活動解編において詳述されていますので、参照してください。

表 1-2 各教科の目標設定に至る手続きの例

- | |
|---|
| <p>a 小学校学習指導要領の第 2 章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について <p>b a の学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第 2 章第 2 款第 1 に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。</p> <p>c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。</p> <p>d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。</p> |
|---|

表 1-3 自立活動の目標設定に至る手続きの例

- | |
|--|
| <p>a 個々の児童の実態を的確に把握する。</p> <p>b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。</p> <p>c 個々の実態に即した指導目標を設定する。</p> <p>d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。</p> <p>e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。</p> |
|--|

個別の指導計画は、児童生徒の学習状況や、その評価を踏まえた、計画(Plan)-実践(Do)-評価(Check)-改善(Action) のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行うよう務めることが大切になります。

また、個別の指導計画は、次の担当者への引き継ぎはもちろん、児童生徒の卒業や転学により、学びの場が変更になる際は、必要な指導・支援を引き継がれるよう、活用していくことが大切です。

第2章 特別支援学校における教育課程編成の考え方

■ 教育課程とは

特別支援学校幼稚部教育要領は、前文、第1章総則、第2章ねらい及び内容、小学部・中学部学習指導要領は、前文、第1章総則、第2章各教科、第3章特別の教科道徳、第4章外国語活動、第5章総合的な学習の時間、第6章特別活動、第7章自立活動、また、高等部学習指導要領は、前文、第1章総則、第2章各教科、第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）、第4章総合的な探究の時間、第5章特別活動、第6章自立活動でそれぞれ構成されています。このうち、第1章総則は、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的な事項を定めているものであり、各学校は総則に示された事項に従って教育課程を編成、実施する必要があります。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編には、「**教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において組織した各学校の教育計画である。**」と示されています。すなわち、教育課程編成の基本的な要素は、①学校教育目標の設定、②教育内容の組織、③授業時数の配当、となります（表2-1）。なお、教育課程を構成する各教科等の「教育内容」は、特別支援学校小学部については学校教育法施行規則第126条（表2-2）、中学部は第127条、高等部は第128条に示されています。

表2-1 教育課程の編成の基本的な要素と編成の手順

① 学校教育目標の設定

教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関連する法令等を踏まえ、在籍する幼児児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた学校教育目標を設定する。

② 教育内容の組織

学校教育目標の達成を目指して、学校教育法施行規則第126条から第128条に規定されている各教科等の教育内容を選択する。

③ 授業時数の配当

それぞれ年間の授業時数を定め、教育課程を編成する。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、小学部では小学校の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、中学部では中学校の各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動、高等部では高等学校の各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動に、それぞれ自立活動を加えて編成することになっています。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、小

学部、中学部、高等部のいずれにも自立活動が加わるほか、小学部では、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動で編成することになっており、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

中学部では、必修教科として国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動で編成することとなっています。また、必要がある場合には、外国語科を加えて編成することができます。

高等部では、各学科に共通する教科として国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべて生徒に履修させることとなっています。そして、外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態を考慮し必要に応じて設けることができます。また、専門教科においては家政、農業、工業、流通・サービス、若しくは福祉の各教科又は、学校設定教科のうち専門教育に関するもののうち、いずれか1以上履修するようになっており、各教科に属する科目は設けられていません。

幼稚部については、いずれの場合も幼稚園教育要領の健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域に自立活動を加えた6領域で構成されています。自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能等を養うことを目標とするものであり、特別支援学校の教育課程上の大きな特徴となっています。

表 2-2 特別支援学校小学部の教育課程（学校教育法施行規則第 126 条）

- 第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

■ 実態に応じた教育課程の編成

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節1には、下記のように記されています。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領総則に示されているように、児童生徒の障害の状態等を考慮して、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を適用するなどして、実態に応じた教育課程を編成します。なお、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を適用する場合は、「特に必要がある場合」になりますので、学校として十分な検討が必要です。

（１）小学校等の通常の教科を学ぶ教育課程

特別支援学校においても、学校教育法施行規則第 126 条から第 128 条の第 1 項に示されているように、小学校等と同じ教育内容に加えて、自立活動を学ぶことが原則になります。当該学年の各教科等を中心に学ぶ、いわゆる「準ずる教育課程」（図 2-1）の他、「各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。」等の重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を適用して、下学部・下学年の各教科等を中心に学ぶ教育課程を編成する場合があります（図 2-2）。

各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	-----	-------	-----------	------	------

図 2-1 当該学年の教科を学ぶ教育課程（小学部）

下学年の各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
---------	-----	-------	-----------	------	------

図 2-2 下学年の教科を学ぶ教育課程（小学部）

（２）知的障害者である児童生徒のための各教科等を学ぶ教育課程

知的障害を伴うために、小学校等の各教科を学ぶことが難しい場合、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を適用して、特別支援学校（知的障害）の各教科に一部又は全部を替えて教育課程を編成することができます（図 2-3）。

特別支援学校（知的障害）の各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
------------------	-----	-------	-----------	------	------

図 2-3 特別支援学校（知的障害）の各教科を学ぶ教育課程（小学部）

（３）自立活動を主として学ぶ教育課程

特別支援学校に在籍する重複障害者については、「障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。」という重複障害者等に関する教育課程の取扱いの規定を適用することができます。

この場合も、各教科等に加えて自立活動を扱うことが原則になっていることを踏まえて、「重複障害者である児童生徒は、自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とするなど、最初から既存の教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。」（特別支援学校学習指導要領解説総則編）ことに留意する必要があります。

特別支援学校 (知的障害) の 各教科の一部	道徳科	特別活動	自立活動
------------------------------	-----	------	------

図 2-4 自立活動を主とした教育課程の例

（＊各教科等の一部又は全部を自立活動に替えた場合）

道徳科	特別活動	自立活動
-----	------	------

図 2-5 自立活動を主とした教育課程の例

（＊各教科等の全部を自立活動に替えた場合）

■ 自立活動の指導

自立活動の指導について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、下記のように記されています。

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通して行われるものですが、「授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない」（特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編）とされており、特設した自立活動の時間を教育課程に位置付けることが必要です。

自立活動の時間に充てる授業時数は、「児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。」と特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に明記されています。なお、自立活動の個別の指導計画の作成については、第1章を参照してください。

■ 各教科等を合わせた指導

特別支援学校では、日常生活の指導や生活単元学習、作業学習等の「各教科等を合わせた指導」が実践されています。各教科等を合わせた指導ができる法的根拠は、学校教育法施行規則第130条です（表2-3）。

表2-3 学校教育法施行規則第130条

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科(次項において「各教科」という。)又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

各教科等を合わせた指導は、指導の形態ですから、教育課程を編成した後、児童生徒の実態等を踏まえて、各教科別に指導を行うか、各教科等を合わせて指導を行うか、指導の形態を検討します。

各教科等を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定します。そのため、各教科等を合わせた指導においても、各教科等の目標の達成を図ることになります。また、「各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。」が必要です（特別支援学校学習指導要領）。

■ 障害のある児童生徒の教科書

小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書(以下「検定済教科書」という。)、文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書(以下「著作教科書」)及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「一般図書」)があります。

特別支援学校用の教科書として、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の文部科学省著作教科書が作成されています(表2-3)。知的障害者用については、小学部・中学部段階の国語、算数・数学、音楽の3教科があります。

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科用図書については、検定済教科書及び著作教科書の当該学年用を使用するのが原則ですが、児童生徒の実態により当該学年の検定済教科書及び著作教科書を使用することが適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定することができます。学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、所定の手続きを踏んで各教育委員会が採択を行います。

また、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、2018年に学校教育法等の改正等を行い、2019年度より、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができることとなっています。特に、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、文字の拡大や音声読み上げ等の機能により、教科書の内容へのアクセスが容易となり、効果的に学習を行うことができるようになっています。

表2-3 文部科学省が著作の名義を有する教科書(文部科学省著作教科書)

【視覚障害者用】

小・中学校段階の国語、社会、算数・数学、理科、外国語、道徳科の点字教科書

【聴覚障害者用】

小・中学校段階を対象とした言語指導に関する教科書

＊国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されます。

【知的障害者用】

小・中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書

＊各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成され、各段階を星(☆)の数で表していることから、通称「ほしぼん(星本：☆本)」と呼ばれています。各段階は、小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆となっています。

第3章 特別支援学校における教育課程の改善に係る取組

本章では、自校の教育課程の編成・実施・評価・改善に関する課題の解決に向けて取り組んだ特別支援学校の事例を紹介します。

事例1は、特別支援学校（肢体不自由）における、学校組織としてのカリキュラム・マネジメントの取組です。カリキュラム・マネジメントを推進していくうえでの課題を整理し、教育課程編成に係る委員会等の5つの会が連携しながらカリキュラム・マネジメントを推進している事例です。

事例2は、準ずる教育課程（聴覚障害）において、教科横断的な視点で取り組んだ総合的な学習の時間の取組です。教科間のつながりを意識した教育課程編成が重要とされており、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にして、教科横断的な視点で取り組んだ事例です。

事例3は、特別支援学校（知的障害）において、日々の授業と年間指導計画、個別の指導計画を関連させて教育課程を見直していくための仕組みを整えた取組です。各教育課程や各学年の年間指導計画モデルを整理したり、小学部から高等部までのグループとして「教科・領域会」を設けたりして、学びの連続性を重視した教育課程の改善につなげている事例です。

事例4は、特別支援学校（肢体不自由）における自立活動の指導の充実に向けた校内研修の取組です。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に示された「流れ図」を活用して、個別の指導計画を作成し、指導の充実につながった事例です。

■ 事例 1 教育課程の改善に係る学校組織としての取組



◆ 本事例のポイント

児童生徒の学習評価と実施した単元の指導の評価を教育課程や年間指導計画の改善に生かす PDCA サイクルを確立し、教育課程編成に係る委員会等の 5 つの会が連携しながらカリキュラム・マネジメントを推進している事例です。

1. カリキュラム・マネジメントを進めるうえでの本校の課題と改善に向けて

本校（肢体不自由特別支援学校）は、知的障害特別支援学校小学部の各教科の主に 1 段階の目標・内容を取り扱う教育課程で学ぶ児童生徒が 9 割を占めています。年間指導計画は、前年度の単元や指導内容を再度扱い、同じ指導内容を繰り返し学習していることがありました。これは教育課程や年間指導計画を作成する際に、児童生徒の学習評価に基づき、十分に検討する機会をもたなかったことが原因の一つとして考えられました。

これらの課題を解決するために、教科等部会には、年間指導計画の作成主体である実感を得ながら、責任感をもって年間指導計画を検討することができるよう、全教員がいずれかの会に所属するようにしました。さらに、児童生徒の学習評価と実施した単元の指導の評価を教育課程や年間指導計画の改善に生かしていくことにしました。

2. 教育課程編成に係る PDCA と各組織の関連について

（1）本校の PDCA サイクルについて

- ①P（計画）：前年度の児童生徒の学習評価と、実施した単元の指導評価を教育課程や年間指導計画の改善に反映させて、学校教育目標、個別の指導計画、教育課程を作成します。また、計画された学校教育目標から、個に応じた「身につけてほしい力」を選定し、個別の教育支援計画を作成します。
- ②D（実行）：作成された教育課程（教育内容、授業時数、年間指導計画）を基に「単元計画表」を作成し、授業を実践します。
- ③C（評価）：単元の進行途中または単元終了後に学習クラス会（以下、学習 C 会）を通して個別の学習評価及び単元の評価を行い、教科等部会や学部会で課題を見つけ、検討します。
- ④A（改善）：教科等部会や学部会で挙げられた課題について、教育課程委員会やカリキュラム・マネジメント推進委員会で検討・解決し、来年度の教育課程編成を行います（図 3-1-1）。

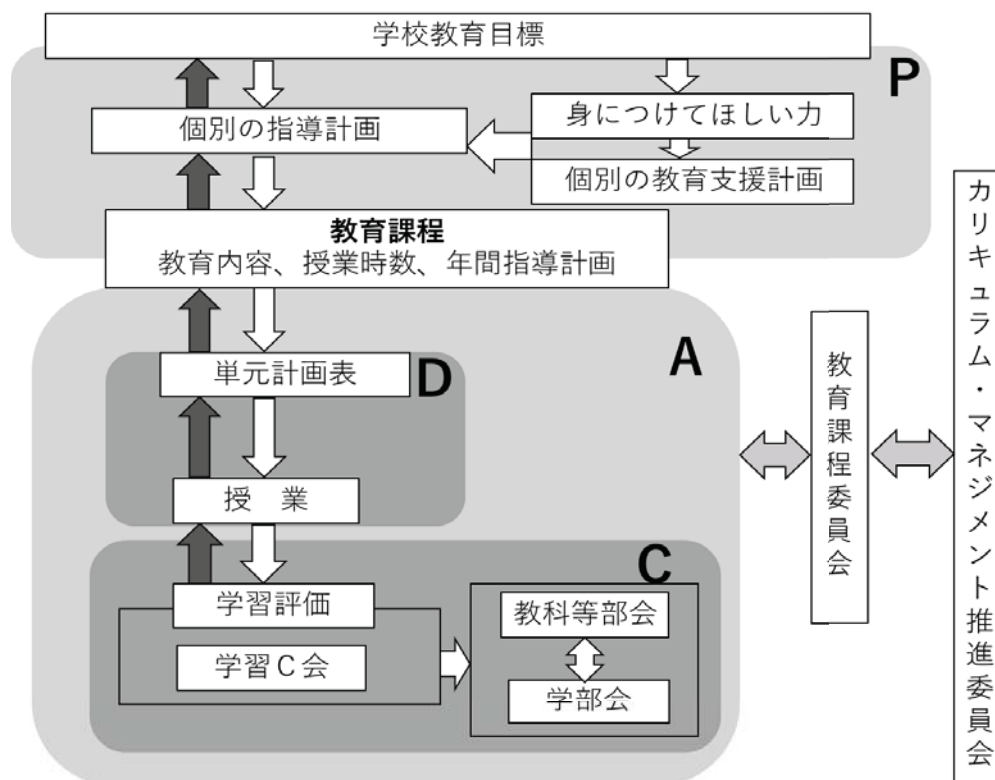


図 3-1-1 教育課程編成に係る各組織と P D C A サイクルの関連

(2) 教育課程編成に係る 5 つの会の連携について

○学習 C 会

指導するグループの担当者が、単元の指導計画や指導内容、評価について話し合う会です。評価については、単元計画表を活用し、児童生徒の学習評価と単元の評価を行っています。基本的に、月に隔週で 2 回実施しています。

○教科等部会

教科及び領域（特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習（探求）の時間）ごとに設けられ、学習 C 会の意見を踏まえ、各教科等の年間指導計画が 12 年間系統的に編成されているか、内容の重複がないかなどの視点から検討する会です。学習 C 会で出された評価から課題を導き出し、教育課程や年間指導計画に反映させています。年に 8 回予定され、各回で検討する内容については教務部が提案しています。

○学部会

学部運営に係る諸課題について検討、共有する会です。教育課程については、学習 C 会や教科等部会で出た課題を学部職員で共有したり、解決したりします。月に 1 回実施しています。

○教育課程委員会

教育課程の編成における課題や方向性を学校全体で検討する会です。メンバーは管理職の他、教務部主任・副主任、研究部主任、自立活動部主任、進路指導部主任、訪問教

育代表、課題を検討する教科等部会代表で構成しています。授業時数や実施時期等などの検討のほか、年度始めに、一年間で主に検討する重点課題を決定し、その課題について委員で話し合います。年に7回実施しています。なお、12月の6回目終了後に、今年度の重点課題の改善報告及び来年度の教育課程作成について説明する「教育課程全体説明会」を全教員向けに実施しています。

○カリキュラム・マネジメント推進委員会

学部、分掌を越えて、横断的に教育課程や年間指導計画に係る課題を検討する会です。協議したことの一部は教育課程委員会に提案されます。年に3回実施しています。

(3) 教育課程と「身につけてほしい力」について

学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程の実現」を目指す取組を通して、高等部卒業後の生活を見据え、児童生徒が高等部卒業までに身につけてほしい資質能力を「身につけてほしい力」として整理しました。「身につけてほしい力」は、「生きる力」を育むための資質・能力であるとともに、本校の児童生徒のキャリア発達を促す力としています。学習指導要領の段階ごとにA～Eの5グループに分け、小学部、中学部、高等部を卒業するまでに身につけてほしい力を大まかな学齢順に作成しています。

(4) 教育課程と「単元計画表」について

単元ごとに授業の計画及び評価をするためのシート（「単元計画表」）を活用しています。実施時期、実施回数、単元の目標、単元の評価規準、見方・考え方、大まかな授業の流れ、活動ごとの3観点の視点、本校の評価基準に基づく個別の評価、単元の評価などについて記録します。個別の指導計画の教科等の評価につながるほか、学びの履歴として次年度へ引き継がれます。また、教科等の反省や振り返りの資料となり、教科等部会に成果や課題として引き継がれます。

3. 教育課程編成における成果と今後の課題について

(1) 教科等部会における成果について

教科等部会の運営の成果については、全教員がそれぞれの教科について指導する児童生徒をイメージして、教科の目標達成を目指すうえでの課題を見つけることができるようになったことがあります。また、一部の教科等部会では、所有免許の教員を中心に、単元に合わせた教材や、次年度以降に選定候補になるような図書の提供や共有について妥当性をもって検討できました。

(2) 学習評価と研究における成果について

学習評価に基づき教育課程を検討する機会についての成果としては、まず、教務部と研究部が連携しながら、単元計画表の評価規準の表記の仕方や整理をすることができたこと

があげられます。本校の全校研究の「重度重複障害がある児童生徒の学習評価をどのように進め、深めていくか」という研究課題を日々の授業の中で検討することが、単元の評価につながり、年間指導計画の見直し、教育課程の改善につなげることができたといえます。

（３）教育課程を編成するうえでの手続きにおける成果について

教務部が主となり、いつ、どの会議で何を検討するかを教員が把握し行動できるような資料作りができ、全教員が共通理解し、行動できるようになりました。学習Ｃ会、学部会、教科等部会、教育課程委員会の教育課程編成に向けた会議の１年間の流れを可視化した資料を、教務部が教育課程編成に係る組織の動きを把握し、学校全体を巻き込みながら、教育課程編成のPDCAサイクルがスムーズに行なわれるように、この表を年度当初に教員に配付しています。このような手続きのもと、各会の主担当（クラス主任、部主事、教科等部会主任、教務主任）を中心に、各会議の流れの中で各組織から導き出された各教科の課題を共有したり、解決に向けて一緒に考えたりする体制を築くことができているといえます。

（４）今後の課題について

課題としては、複数ある教育課程を超えて教科について情報を共有したり検討できたりしているとはいえないことです。令和４年度は、教科等部会において複数ある教育課程を混ぜて教科等部会を設定しました。その結果、例えば「体育/保健体育部会」では、学部や教育課程に応じて、系統的な視点で保健の授業内容について検討できましたが、「国語部会」については、一つの教育課程の検討がメインとされ、時間の都合上、他の教育課程の検討は不十分でした。また、学部を超えて同じ教育課程同士の情報共有の時間がほしいという要望もありました。そこで、令和５年度は、以前のように課程別で教科等部会の構成に戻すことを考えた。しかしながら、教科によっては、課程ごとに同時進行で検討しようとしている芽生えも見られている教科等部会もあります。再度教務主任、副主任と検討し、令和５年度も引き続き課程を分けずに教科等部会を設定することとしました。加えて、夏季休業中に学部を超えて同じ教育課程の担当者が情報共有できる時間を設けることとしました。

さらに、通常の学部会では時間が不足し、教育課程編成に関連する検討が不十分になる傾向があったため、10月までに教科等部会で挙げた課題等について検討する学部会を11月に設けることとしました。必要に応じて同月の教育課程委員会につなげられればと考えます。

このように、PDCAサイクル自体の評価・改善を行いながら、教育課程編成に向けた体制を再度整えたり、改善を図ったりしていくことが重要であると考えます。

■ 事例2 教科横断的な視点で取り組む総合的な学習の時間（準ずる教育課程）



◆本事例のポイント

総合的な学習の時間で実施した「体験発表会（職場体験）」を取り上げ、教科横断的に取り組むための工夫を紹介しています。

教育課程の編成に当たっては、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）（平成30年3月）」の第1章総則第3節の2では、「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすること」など、教科間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要とされています。ここでは、A特別支援学校（以下、A校）中学部の準ずる教育課程における教科横断的な視点で取り組む総合的な学習の時間に関する事例を紹介します。

【A校における総合的な学習の時間】

A校は、聴覚障害の特別支援学校です。総合的な学習の時間では、宿泊学習と職場体験を大きな柱とし、各教科等で学習した見方・考え方をを用いて、自分自身の体験を分析できるように取り組んでいます。職場体験後に実施される体験発表会では、異学年の生徒や、関係職員、保護者等に向けて、体験したことや感想を発表します。

【各教科等の教員との共通理解を図るための工夫】

A校では、令和2年度から、流れ図を用いて自立活動の個別の指導計画を作成しています。流れ図作成にあたっては、各教科等の担当教員同士で話し合いを行い、それぞれの生徒の目標や、指導内容について共通理解を図るように取り組んでいます。特に、実態把握については、個別の教育支援計画の一部に「実態表（表参照）」を作成し、丁寧に把握できるように工夫しています。

表 実態表（個別の教育支援計画の一部）

学部毎の項目	実態〔前期/後期〕
経験の程度	〔前期〕
余暇	〔前期〕
	〔後期〕
障害認識	〔前期〕
	〔後期〕
コミュニケーション	〔前期〕
	〔後期〕

流れ図内の「① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について」を元に、経験の程度/興味・関心/性格/行動面/学習面/社会性/余暇/障害認識/コミュニケーション/進路/特記事項（身辺自立、家庭生活）の11項目を設定しています。

【各教科等で身に付けた資質・能力を生かすための指導の工夫】

総合的な学習の時間には、個別の指導計画や個別の教育支援計画、日頃の指導の中で明らかになった課題等に配慮しながら、各教科等で身に付けた資質・能力を活かすことができるように工夫しています。

例として、職場体験の体験発表会について、ある生徒の資料とともに紹介します。図は、体験発表会のために生徒 A が作成した資料の一部です。この生徒は、国語でのプレゼンテーション資料作成の学習を生かして、スライド資料の項目立ての工夫や、効果的な写真の提示により、聞き手にとってわかりやすい発表になるように工夫しました。職場体験以前に行われる宿泊学習の調べ学習や報告会でも、個人端末の活用や、自身の体験から考えたことを表現する経験を繰り返すことで、言語能力や情報機器活用能力を定着できるように工夫しました。

その他にも、職場体験の際に、担当教員が生徒の様子を丁寧に観察し、生徒の感想と客観的に見た生徒の様子のでき合わせを行う等、体験を振り返る時間の充実も図っています。

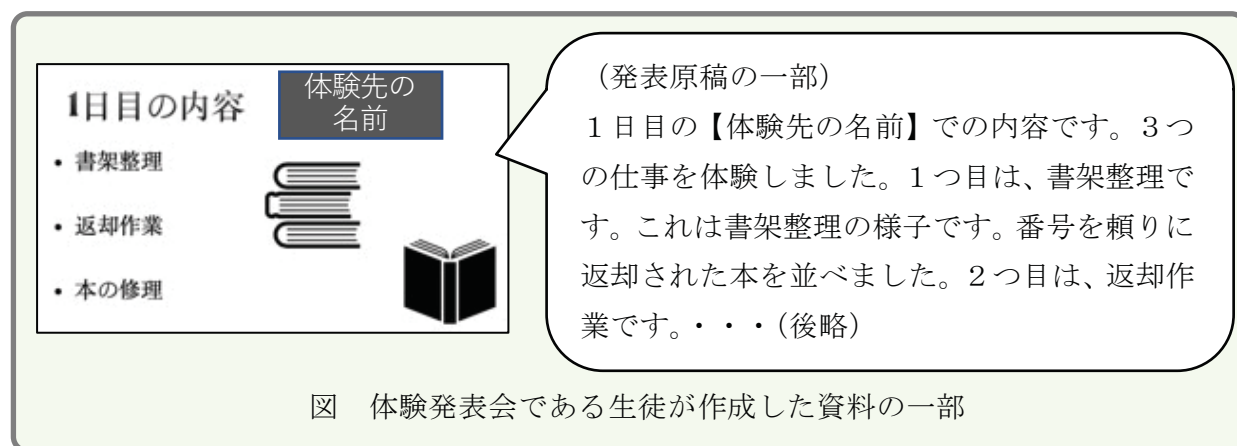


図 体験発表会である生徒が作成した資料の一部

【在籍生徒同士の学び合いの機会を確保するための工夫】

在籍生徒数が少ない中で、生徒同士の学び合いの機会を確保するために、体験発表会には、異学年の生徒も聞き手として参加します。発表者にとっては、聞き手を想像しながら準備を行うことで、相手の気持ちを考えて話をする貴重な機会となっています。また、発表後には意見交換の時間を設けており、上級生や下級生の様々な考え方に触れることができます。

【今後の取組】

教科横断的な視点で、総合的な学習の時間に取り組んでいる A 校ですが、各教科等の担当教員との連携については難しさを感じています。総合的な学習の時間を担当する教員以外が、総合的な学習の時間にかかわる機会がほとんどないためです。今後は、職場体験の行き先や取り組む課題を踏まえて、これまでの学習内容等を共有し、それらを総合的な学習の時間での学びにつなげていくために工夫していきたいと考えています。

■ 事例 3 知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程



◆ 本事例のポイント

組織的に教育課程の改善を行い、授業改善へとつなげた事例を紹介します。

1. 学校の概要及びカリキュラム・マネジメントの取組

本校では、「C支援学校カリキュラム・マネジメントモデル」(図3-1)に基づき、授業、年間指導計画、個別の指導計画を関連させ、それらの評価や反省を基に教育課程を見直していけるよう、カリキュラム・マネジメント委員会を中心に、教育課程編成作業の手順等の仕組みを整えてきました。

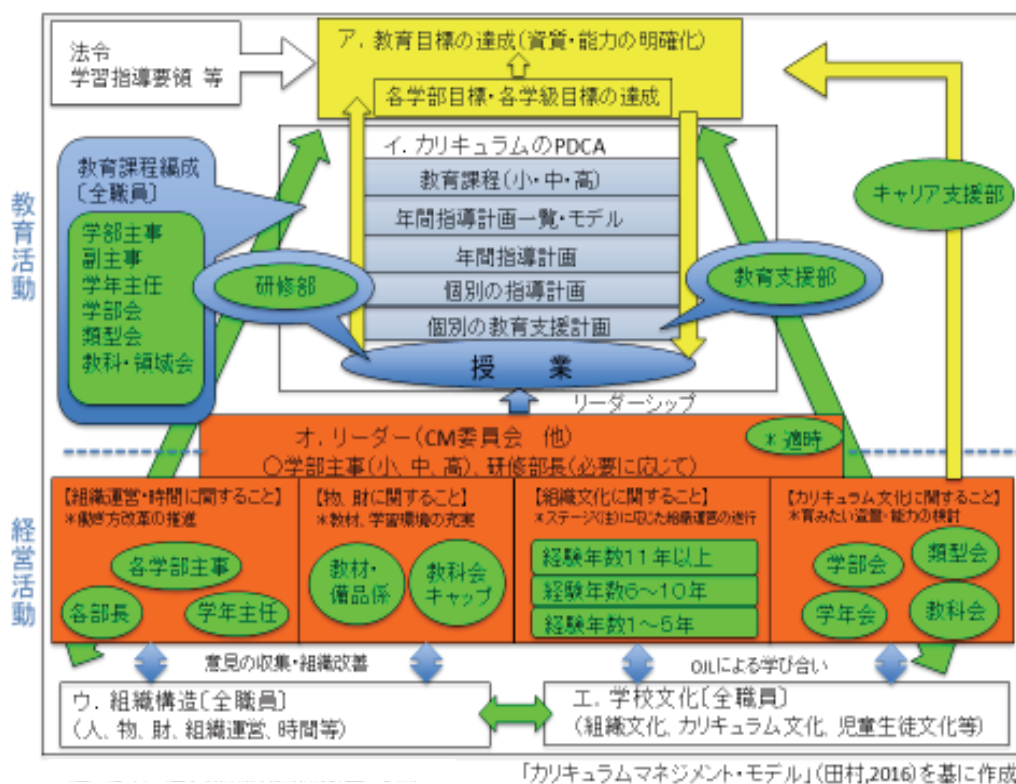


図3-1 カリキュラム・マネジメントモデル

平成29年度から、教務部や研修部が中心となり、資質・能力の三つの柱に基づいた教育課程の改善、「C支援学校で育みたい資質・能力」の明確化、小・中学校における各教科の標準時数を踏まえた各教科等の時数の見直しと教育課程への明記、各種指導計画の様式の変更と活用、「年間指導計画一覧」と「年間指導計画モデル」の作成と活用などの取組を進めてきています。

「年間指導計画一覧」は、年間における全ての単元・題材や行事の構成を1枚にまとめることで、年間の学習内容を俯瞰して見ることができるものです(図3-2)。各単元で学

んだ内容について、他の教科等のどこで活用を図るか、矢印を付けて捉えやすくしています。そして、「年間指導計画モデル」は、各教育課程及び各学年の「年間指導計画一覧」の標準例（モデル）を整理し、本校の教育内容を可視化することで、教職員間で共有しながら見直しを図り、学部間、学年間、教科間等でつながりある年間指導計画の作成へとつなげていきます。形式は年間指導計画一覧と同様で、モデルを基にして学級で年間指導計画一覧を作成しています。

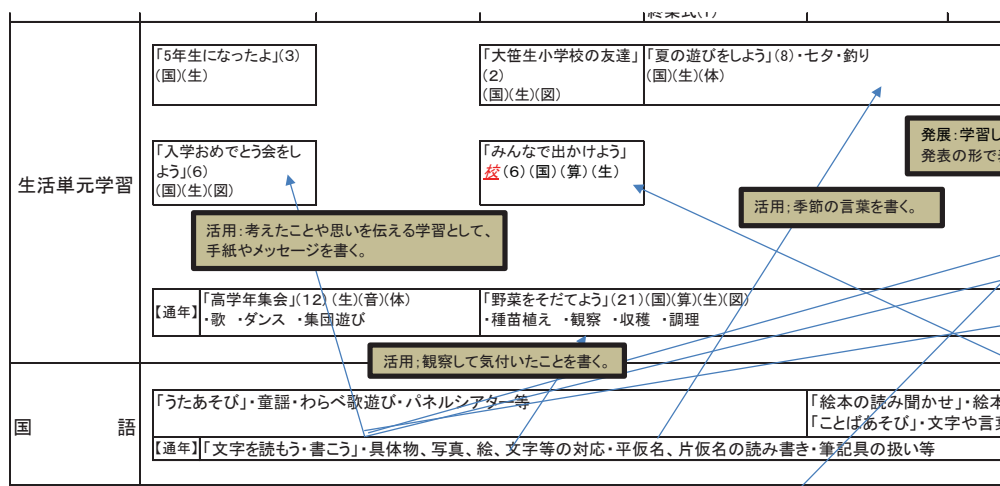


図3-3-2 年間指導計画一覧（一部抜粋）

また、学校規模が大きいことから、教育課程、組織構造、学校文化に関する教職員の意見や改善案を効果的に収集・集約するために、「カリキュラム・マネジメントに関するアンケート」を実施しました。教職員のアイディアを生かし、教育課程改善に向けた協議内容を明確にしたり、効果的・効率的に教育活動や経営活動を進められるよう、行事等や会議の見直し・精選をしたり、教育課程の方針や重点事項の内容に意見を反映させたりするなど、ボトムアップの取組を目指して進めてきています。

平成30年度からは、教育課程の類型ごとのグループである学部類型会と、小学部から高等部までの各教科等のグループである教科・領域会において、教育課程の「実施上の方針」を検討し、本校における小学部から高等部までの学びの連続性を重視した教育課程の改善へとつながってきています。

2. 小学部重複障がい学級における「指導の形態」変更の取組

(1) 「指導の形態」変更に向けた教育課程編成作業の経緯

小学部重複障がい学級では、主に特別支援学校学習指導要領の小学部1～2段階の内容を学習しています。

週時程としては、日常生活の指導、生活単元学習といった各教科等を合わせた指導が中心となり、2校時のみ国語または算数の教科別指導を行ってきました。

令和2年度の教育課程編成作業では、カリキュラム・マネジメントに関するアンケートにおいて、小学部重複障がい学級に関して以下のような意見が挙がりました。

- ・重複 A 類型でも音楽と体育を教科でおこして学習できると思います。
- ・毎年話し合ってきた結果ではありますが、重複 A 類型でも体育・音楽を教科としておこして指導した方が、教育効果が上がるのではと思います。

しかし、学部類型会で話し合いの結果、意見はまとまらず、音楽、体育の教科をおこさずに、各教科等を合わせた指導の中で実施することになりました。ただし、教科別の指導が効果的かどうかを試みるために、生活単元学習において体育科、音楽科の内容に関する年間指導計画を別途作成し、それを活用しながら年間を通して計画的に体育科、音楽科にねらいを絞った授業を実施することにした。その結果、令和3年度の教育課程編成作業では、教科別の指導の実施に関する意見がさらに多く挙がり、学部類型会を実施した結果、小学部5・6年生では体育と音楽を週1時間、4年生では体育を週1時間、設定することになり、日課を変更することになりました。

（2）教科別の指導へ変更後の授業の実際

教科別の指導になることで、計画的に授業内容を配置して指導ができるようになりました。また、指導目標や指導内容が明確になり、児童が取り組む題材や活動の流れに見通しをもって参加できるようになりました。

音楽科では、合わせた指導では取り扱う機会が少なかった鑑賞の学習を計画的に行うようになり、児童や合奏の学習活動が充実し、鑑賞教材を傾聴したり、身体を揺らしながら楽しんだりする姿が見られました。

（3）成果と課題

「カリキュラム・マネジメントに関するアンケート」を通して、教職員が忌憚なく意見を出し、学部類型会における小グループの話し合いや、その結果に基づいた学部会での検討による合意形成の上で、全教職員による組織的な教育課程の改善が行われ、次年度の授業改善へとつなげることができました。学校として教育課程編成作業の手順等の仕組みを整える以前は、一部の教務が中心となり教育課程の編成、改善がなされていたが、事例のように、教職員一人一人が教育課程を「作り、動かし、変えていく」という意識をもってカリキュラム・マネジメントの取組がなされるようになってきています。

■ 事例 4 自立活動の指導の充実

◆ 本事例のポイント



特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編に例示された流れ図の手続きを工夫しながらOJTを機能させて個別の指導計画の作成し、自立活動の指導の改善・充実を目指した実践です。

1. 令和令和2年度の自立活動の指導の充実・改善に向けた取組

本校では令和2年度より、学校経営計画の四つの重点項目の一つとして「自立活動の指導の充実」を掲げ、取組を進めてきました。その中心として、「自活の流れ図研～教科学習を後ろ支えする自立活動の指導内容の充実を図るために～」(以下、「流れ図研」とする)というテーマの研修を設定しました。流れ図研では、特別支援学校教育要領・特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に例示されている実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)を参考に、教師一人一人が自立活動に関する基礎的な理解を深め、児童生徒の実態により即した指導目標、指導内容を明らかにし、本校の自立活動の充実を図ることを目的に、表4-1のような日程及び内容で取り組んできました。

表4-1 令和2年度流れ図研の日程及び内容

日時	内容	備考
5/1	●テーマ「流れ図を作成するにあたり押さえておきたいポイントについて」☆対象:ファシリテーター ・指導目標・内容設定の手順と、作成するときに押さえておきたいポイント、ファシリテーターの役割について	・ファシリテーターをどう選ぶかが課題(前年度、異動発表後検討)
5/7	●テーマ「流れ図について知ろう」 ・作成のメリット・手順・今後の計画等について、次回の「実態把握」に向けた説明	・6/3の研修では2名の児童生徒の実態把握を出し合う。この2名の実態を、次回までにグループの全員が付箋に5～7枚で書いてくる。
6/3	●テーマ:「実態について出し合ってみよう①」 ・全体に説明後、グループで2名の児童生徒の実態について話し合う。(付箋で実態を出し合う→6区分に整理する。一人につき13分)	・6/18の研修では残りの児童生徒の実態把握を出し合う。6/18までにグループの全員が残りの児童生徒の実態を付箋に5～7枚で書いてくる。
6/18	●テーマ:「実態について出し合ってみよう②」 ・前回の続き 残りの児童生徒の実態について全員分を仕上げる。(進め方は前回参照、一人につき16分)	・実態について、足りない所は各自で追加しておく。付箋で出てきた実態を様式に打ち込んでおく。(7/2までに)
7/2	●テーマ:「今の困難性と長期目標について考えよう①」 ・全体に説明後、グループで2名の児童生徒について話し合う。(一人につき15分)	・長期目標は個々で様式に打ち込んでペーパーで持ってくる。
7/9	●テーマ:「今の困難性と長期目標について考えよう②」 ・前回の続き(進め方は前回参照)	・長期目標は個々で様式に打ち込んでペーパーで持ってくる。
7/16	●テーマ「ここまでの取組をまとめよう」 ・次回に向けて個人で様式をまとめる。	・実態把握について自活部がコメントを入れているので、表記について確認する。 ・困難性と長期目標についてグループ検討したものを様式に打ち込み、全実態カードを切ってカード化する。
7/22	●テーマ「実態カードの仲間分けをしよう・仲間分けしたカードに見出しをつけよう」 ・全体に説明後、個人で作業	・実態の仲間分けをする。 ・仲間分けしたカードの束に見出しをつける(ピンクの付箋で)7/31までに仕上げて自活部に提出
8/6	Zoomにて特総研講師による講演とグループワーク 「自立活動の指導目標・内容設定について」 「課題関連図の作成のポイントについて」、グループワーク	・関連図を活用して関連性を考えた後、中心課題を見つける。
8/7	Zoomにて特総研講師による講演とグループワーク	・見つけた中心課題から、指導目標・内容を導き出し、

	「見つけた中心課題から指導目標・内容、指導場面を考えよう」、グループワーク	指導場を設定する。 ・流れ図データ打ち込み完了…8/28 締切
10/29	●テーマ「『自立活動について振り返る』『重点目標』『各教科の目標』『自立活動の目標』の関連性について理解を深める」 全体説明	・11/12 までに、振り返り用のワークシートに記入しておく。
11/12	●テーマ「ここまでの自立活動の指導について振り返ろう」 グループワーク(一人につき6分で発表、残り時間は今後の指導について検討)	・記入したワークシートは、研修後自活部に提出

流れ図研は、基本的に各クラスを1グループとし、研修を通してそれぞれのグループ内で合意形成を図りながら、クラスに所属している児童生徒全員分の流れ図を作成しました。

2. 令和3年度の流れ図研と次年度の教育課程の検討

令和3年度の流れ図研を開始するにあたり、前年度の課題であった「指導仮説から指導目標を導き出すことに対する苦慮」について明らかにするため、作成された児童生徒の流れ図を分析した結果から、流れ図作成の中で最初に行う「児童生徒の実態把握」の部分について、個別の指導計画に示された各教科等の年間目標の達成を目指すための「学習上又は生活上の困難」に着目することができるよう、流れ図研での講義内容を工夫することにしました。また、困難を生み出している背景を探る過程で、グループ外の教師からの意見を聞くことができる機会の設定として、本校自立活動部員全員が所属クラス以外の児童生徒の背景を確認し、気付いたことを各グループに返すことにしました。

改めて作成した流れ図に基づいて指導目標や指導内容を検討し、自立活動の個別の指導計画が8月に完成し、9月から授業改善に取り組みました。そして、2月に校内独自様式である「教育課程改善シート」(図4-1)を活用しながら、流れ図研の際に編成したグループで次年度の教育課程についての話し合いを行いました。

R3 教育課程改善シート（小学部 学年 氏名			＜目的：今年度の教育課程を振り返り、次年度のよりよい教育課程を編成する材料とする。＞							
①②③④の順に記入してください		今年度実施している指導内容と週時数 （現時点のもの、個計・年計と照しかどうかを確認）				今年度の振り返り		⑤ 次年度案	参考	
		②教科別での		③合わせた指導での		④下記のA・B・C・Dは適切でしたか？ 次年度の取組に生かしたいことは？				
※ 教育内容		① 各教科 週時数	指導内容		週時数	A指導内容、B授業時数、C指導の形態、D学習グループ				
各教科	生活								生活3 理・社 2～3	
	国語								5～9	
	算数								4～5	
	音楽								1.4～2	
	図画工作								1.4～2	
	体育								2.6～3	
	外国語	○	※ 全部を自立活動に替えることができる規定を適用						2.6～3	
特別の教科 道徳	1							1		
総合的な学習の時間	○	※※ 設けないことができる規定を適用						2		
特別活動	1		1					1		
外国語活動	○	※※ 設けないことができる規定を適用						0		
自立活動								0		
	週時数計 29								週時数計 29	週時数計 25～29

図4-1 教育課程改善シート

児童Aのクラスでは、まず自立活動の指導については、どのような内容をどの場面で取り組むことがより効果的だったのか、1年間の授業を振り返りながら確認しました。その際、流れ図で作成した資料を参考にしながら、成果のあった取組をどのように継続及び発展させるか、どのような改善方法があるか等についても検討し、次年度の各教科と自立活動の関連性を意識しながら次年度の各教科や自立活動の授業時数等の検討を行いました。

第4章 特別支援学校の教育課程編成を支える管理職・教育委員会の役割

■ 管理職の役割

学校の管理職は、それまでの経験や職歴にかかわらず、全ての教員への指導や助言が求められます。また、校内外の関係者や機関との連携を推進する役割があります。さらに、学校が編成する教育課程の責任者として、様々な場面で説明を求められることもあります。平成29年4月告示の特別支援学校学習指導要領には、各学校の教育課程の編成について、以下のように示されています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

第6節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等

(1)各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

特別支援学校の管理職には、ここで示されていることに基づき、個々の児童生徒等に対する教育の質の向上のために、自校の教育課程編成、実施、及び評価について、リーダーシップを発揮することが求められます。

○カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントについては、第1章でも取り上げられていますが、次の四つの側面をもっています。

- ① 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと。
- ④ 児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

この、カリキュラム・マネジメントの四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが求められます。

ここで、教育課程の編成の基本となるのは学校の経営方針や教育目標であることを踏まえると、それらを明確に示し、教職員間での共通理解を図るとともに、家庭や地域とも共有していくことが求められます。

そして、上記、学習指導要領で、カリキュラム・マネジメントについて「校長の方針の下に」とあるのは、その実施が、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要であることを示しています。

○各学部間の連携

特別支援学校では、小学部、中学部、高等部等、各学部が設置されていることを踏まえると、学部間の教育課程の系統性も考慮しながら、各学部間の連携を図り、組織的に教育課程の充実、改善を図るようにすることが大切です。

また、学校における教育課程の編成、実施、評価、改善という一連の流れについて、全体の動きが、各学部の動きと連動して適切になされるようにするなど、仕組みづくりも必要です。

学校教育目標と学部目標との関連について、教職員間で協議をするなどして共通理解を図ったり、各学部の学部目標の達成状況についても共有するなどのことも必要です。

○教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携

上記、学習指導要領にも示されているように、教育課程外の活動との連携として、学校評価についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意することが大切です。

学校評価の結果、及び学校評価に際して実施する児童生徒、保護者、教職員へのアンケート結果等に基づき、教育課程の充実、改善を図っていくことも大切です。

○個別の指導計画の実施状況の評価・改善と教育課程の評価・改善

上記、学習指導要領にも示されているように、個々の児童生徒等についての「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること」が大切です。

一般に、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害の状態は多様であり、個人差が大きいことを踏まえ、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要です。

複数の教員で児童生徒等の状況を把握して協議をしたり、外部専門家の助言を得るなどして、十分に実態把握をすることが大切です。

また、ここでも、幼稚部、小学部、中学部、高等部という各学部を通して、児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の状況をとらえていくという視点が大切であり、各学部の教員間の連携を図るようにしていくことが大切です。

○教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制の確保

教育課程の編成においては、カリキュラム・マネジメントの一環として、まず、学校の体制の実態を十分に把握することが大切です。

児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて十分に把握し、教育課程の編成に生かすことが必要です。

そのうえで、教育課程の実施に必要な人的、物的な体制の確保に努め、その改善を図っていくことが大切です。

教師の指導力という点では、校内の研修体制の一層の充実を図っていくことも大切です。

■ 教育委員会の役割

教育委員会は、各学校で編成された教育課程について、個々の児童生徒にとって適切な教育活動が行われるよう、学校現場を様々な角度から検討し、改善につなげようと指導・助言を行っています。この根拠となるのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。

(第 21 条第 5 号)

「教育委員会は、所管する公立学校の教育課程に関する事務を管理、執行すること」

(第 33 条第 1 項)

「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定める」

この規定に基づき、教育委員会は教育課程について規則などを設け、各学校に対して教育課程の編成表の提出を求めて確認したり、実際に学校を訪問して、その実施状況を把握したりしています。

○特別支援学校の教育課程を支える教育委員会の視点

各種の学習指導要領が適切に理解できるように働きかけ、教育課程の編成・実施・評価等が適切に行われるように、指導・助言することが大切です。

この働きかけ、指導・助言の内容としては、次のようなことが挙げられますが、教育委員会として必要性を検討する視点として参考にしてください。

①実態把握に関すること

- ・児童生徒等の言動の観察や面談、心理検査等により、個々の児童生徒等の障害の状態や特性、発達段階や能力等が十分に把握されているか。
- ・児童生徒や保護者、関係機関の担当者等から十分な情報が収集されているか。

②教育目標の設定に関すること

- ・学校の教育目標や学校経営案に沿っているか。
- ・児童生徒等の社会的自立の実現という視点で、目標が設定されているか。
- ・将来的な集団への参加や社会貢献という視点で、目標が設定されているか。
※集団参加や社会貢献を前提とするものではない。
- ・児童生徒等の将来の姿を見通して、長期的な目標や短期的な目標が設定されているか。

③個別の教育支援計画、個別の指導計画等に関すること

- ・学習指導要領に基づいた教育課程の実施のための計画となっているか。
- ・個々の児童生徒等の実態把握に基づき、教科別、領域別の指導の内容が適切に設定されているか。
- ・各教科等を合わせて指導を行う場合には、各教科との関連や指導内容が明確になっているか。
- ・次の学年、学部や学校への引継ぎを踏まえた指導計画等が作成されているか。

④指導の評価に関すること

- ・指導計画の評価や見直しが適切に行われているか。
※前年度（前学期）踏襲になっていないか。
- ・教育課程に位置付けた、年間指導計画や個別の指導計画等に基づく指導案や指導展開は適切か。
- ・評価内容や改善等は、児童生徒等や保護者等、関係者と共有されているか。

事例 特別支援学校の教育課程の改善に向けた教育委員会の取組

当教育委員会では、令和4年度から令和13年度までの10年間を見据えた「第3次A県特別支援教育推進基本計画」及び「第3次県立特別支援学校整備計画」を策定しました。第3次計画では、「一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」という基本的な考えの下、「Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」「Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実」「Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上」「Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」「Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上」の5つの重点項目を掲げ、本県の特別支援教育の推進を図っています。本県ではこれまでも第2次計画において、知的障害特別支援学校における各教科等の指導と評価の在り方の開発や、教育課程の改善に取り組み、また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育や障害の特性に応じた指導の実施に努めてきました。こうしたこれまでの取組を引き継ぐとともに、学習指導要領で示されている資質・能力の3つの柱に基づき整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を通じて、個に応じた指導の充実を図りながら、今後、家庭や地域との連携・協働を深め、ICT等を活用し、育成を目指す資質・能力を育む教育をさらに推進していくなど、学習指導要領を踏まえた教育課程の改善に取り組んでいるところです。

本施策の具体的な取組としては、「学びの連続性を重視した教育課程の改善」「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「一人一人に応じた指導の充実」「交流及び共同学習の充実」等を掲げています。県教育委員会として、この取組を実現するために、県の研究指定校において特別支援教育に係る課題について研究を進めたり、学習指導要領について正しく理解できるように管理職や教務主任等を対象にした協議会を開催したりする等の取り組みを行っています。以下、ここでは、これらの取組について紹介します。

1. 研究校の指定

当県教育委員会では、特別支援教育の推進に資することを目的に、特別支援教育に係る課題に即して研究指定校を指定し、学校教育や社会教育に関する教育内容・方法等についての調査研究を行っています。また、その研究成果を「実践研究報告会」として発表し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を考える機会としています。第3次計画に沿って、「ICT機器の利活用による教育の質の向上」や「一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程」「交流及び共同学習の充実」等について研究しています。令和4年度特別支援学校を指定した研究については、表4-1のとおりです。

表 4-1 令和 4 年度に特別支援学校を指定した研究一覧

(研究分野 1) ICT機器の利活用による教育の質の向上
病院に入院している児童生徒への ICT を活用した学習保障、及び児童生徒の在籍校での実施につなげるための支援の在り方について実践研究を行う。
知的特別支援学校における個別最適化の学びの実現に向けた ICT 利活用について実践研究を行う。
(研究分野 2) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程
学習指導要領の趣旨を踏まえた、知的障害のある児童生徒のための自立活動の指導の在り方について実践研究を行う。
学習指導要領の趣旨を踏まえた、知的障害教育における教科指導の在り方について実践研究を行う。
(研究分野 3) 職業教育・キャリア教育の充実
就学前、小学部、中学部、高等部における切れ目ない連続した学びの実現に向けた小学部段階でのキャリア教育の充実について実践研究を行う。
(研究分野 4) 交流及び共同学習の充実
障害の有無に関わらず地域で共に学び育つための交流及び共同学習の在り方について実践研究を行う。
(研究分野 5) 特別支援学校のセンター的機能の充実
医療的ケア児支援法を踏まえた小中高等学校等の医療的ケア児受け入れに必要な体制整備の支援、及び関係機関との連携における地区別ネットワークの充実について実践研究を行う。

令和 4 年度、教育課程の在り方について指定した A 特別支援学校、B 特別支援学校の取組を紹介します。

A 特別支援学校では、知的障害教育における自立活動の在り方について取組み、個別の指導計画に自立活動フローシートを位置付け、活用しました。授業実践をとおして、教員が児童生徒の個々のねらいや課題を明確に意識して自立活動の指導を行うこと、各教科と自立活動の指導や目標設定の違いを意識しながら授業を行うことの重要性が確認できました。また、児童生徒自身が自分の目標や課題を意識し、授業での成功体験や達成感が成長につながっていくこと等も振り返りの中で確認できた、という成果を得られました。

B 特別支援学校では、知的障害教育における教科の指導の在り方に取組み、「カリキュラム・マネジメント」を実践するべく、授業計画から授業改善までの過程を、児童生徒の現状を把握した上で計画を立て、授業を実践するという新たなマネジメントサイクル（※1 CAPD サイクル）を活用し、学校の教育課程の改善と、児童生徒の個別最適化された学びの実現を目指し、研究を行いました。授業実践をとおして、学習指導要領に基づいた教科・領域の授業作りや授業改善の方法について、評価・改善した内容を年間指導計画に反映することができ、年間指導計画の内容や学年、時期等を各学部で話し合い

ながら、系統性を意識した教育課程を編成するという成果が得られました（※1 現在立てられた年間指導計画の見直しから始め、授業実践、振り返り、再度の授業実践、振り返り及び年間指導計画への反映という手順で、カリキュラム・マネジメントを進めること）。

毎年1月下旬、1年間の研究成果を「実践研究報告会」として開催し、県内に広く周知しています。この報告会をとおして学校の役割や取組の意義を周知し、今後の特別支援教育の推進を図っています。

2. 教育課程研究協議会

当県教育委員会では、毎年夏季休業中に、教育課程研究協議会を開催しています。対象及び目的は表4-2のとおりです。

表4-2 教育課程研究協議会の対象及び目的

対象	・ 県立・市立特別支援学校の校長または副校長，教頭，教諭 ・ 教育事務所特別支援教育担当指導主事 ・ 県総合教育センター指導主事、研究指導主事 ・ 関係市町村教育委員会担当指導主事 150 名程度
目的	学習指導要領特別支援学校学習指導要領の趣旨説明及び、特別支援学校における教育課程の編成と、実施上の成果や課題等に関する協議を通して、これからの特別支援教育におけるより良い教育課程の編成や各学校が果たすべき役割を探る。

本協議会では、平成29年度の学習指導要領改訂から3年間、学習指導要領改訂の改善事項を中心とした伝達を行った。主なテーマとしては、「多様な学びの場の構築を踏まえた特別支援学校の教育課程の編成」や「インクルーシブ教育システム構築に向けて」、また学習指導要領改訂のポイントについて、各教科や自立活動について取り上げました。

令和2年度以降、感染症拡大防止の観点から、オンラインで協議会を継続しています。オンラインで開催としたことで各学校の管理職や教務主任に加え、教職員等も多数参加しています。多くの学校では、この講演会を、全校研修会と位置づけており、多くの教員が参加し、参加できない教員のためにオンライン配信を行うなど、全ての教職員が教育課程の編成等について正しく理解できるような機会を確保しているところです。

講師には、大学教授を招聘し、「特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実」をテーマに取り上げ、特別支援学校学習指導要領の要点を確認し、各校における教育課程の編成等、実践につなげることを目的に、講演会を実施した。カリキュラム・マネジメントの更なる充実のために、カリキュラム・マネジメントの前提から総括と評価を行うための、具体的な内容について学ぶ機会となりました。

参加者からは、「自分の担当するクラス、学年等のみしか把握していないこともあり、

学校全体で集約することの大切さがわかった。」「学びにくさをもたらす背景要因の把握度合いが個人により差異があるため、目標設定や指導計画立案のあいまいさにつながっているので改善していきたい。」「教育課程を見直すときのスケジュールやポイント等を的確に学べた。」「特に各教科と自立活動の関連の内容については本校の課題にもなっているので学んだことを推進したい。」「現在の教育課程で学校の掲げる学校目標を達成できる編成になっているか再度検討したい。」等の振り返りがありました。また、今後の課題として、「各教科単元の3観点の評価規準の明確化」や「重度重複障害児に対する実態把握と目標設定」「保護者に対して根拠に基づいて説明できるようにしていくことの難しさ」「学校職員全体で教育課程を編制するためのシステムづくり、意識づくり」等、それぞれの立場で多くの課題を見出すことができました。

今後も、特別支援学校における教育課程の編成及び学習指導要領実施上の課題解決を図るため、外部の専門家による講演会を開催し、各校における教育課程の編成及び着実な実施につなげたいと考えています。

3 教務主任連絡協議会

本連絡協議会については、年に2回、市立特別支援学校の5校と県立特別支援学校の教務主任を対象に教育課程研究協議会を開催しています。目的は、「学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の立案、その他教務に関する事項について、適切な連絡調整及び指導・助言に当たれるよう、協議及び情報交換を行い、教務主任としての役割を理解するとともに、資質の向上を図る。」ことです。

毎回、行政説明並びに班別協議を行っていますが、今年度については、行政説明において「A県の特別支援教育の現状と学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の編成等について」というテーマで説明を行いました。協議会の後半では、事前レポートを基に「教育課程編成の現状と課題について協議及び情報交換」を行いました。班別協議では、知的障害や肢体不自由等の障害種ごとや準ずる教育課程がある学校ごとで班を編成し、教育課程の見直しや学習評価、ICT機器の利活用状況、教育課程の編成から実施、改善までの各校の現状について協議を行うことができました。

4 指導訪問

A県教育委員会では、学校の教育活動全体について、教育委員会と学校が共通の視点により評価し、今後の適切な教育活動の推進に役立てることを目的として、毎年指導訪問を行っています。特に、教育課程に位置付けた年間指導計画や個別の指導計画等に基づく指導案や指導展開の検証が重要な目的の一つであり、年間指導計画や個別の指導計画等に基づく指導展開への指導について、直接各学部の授業を参観し、実施者に指導助言を行っています。この助言をとおし、教職員の専門性と授業力の向上を図っているところです。また、教育課程に関する届出内容について、学習指導要領の改訂の趣旨を踏

まとめた教育課程編成であるかを確認しています。

令和4年度についても、図4-1のように、全教職員に対し、教育課程編成から観点別学習評価までの流れを、ステップ1の段階は、教育課程から指導計画に移行する段階であり、各教科等の目標及び内容に基づき、指導の形態としての教科別の指導や各教科等を合わせた指導の形態が授業段階において位置づいており、ステップ2では、指導の形態における学習評価に係る記述から、各教科等の目標と関連付けて、観点別学習評価に整理し記述していくという一連の流れを丁寧に説明しました。学習評価は「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切であることについて指導しました。

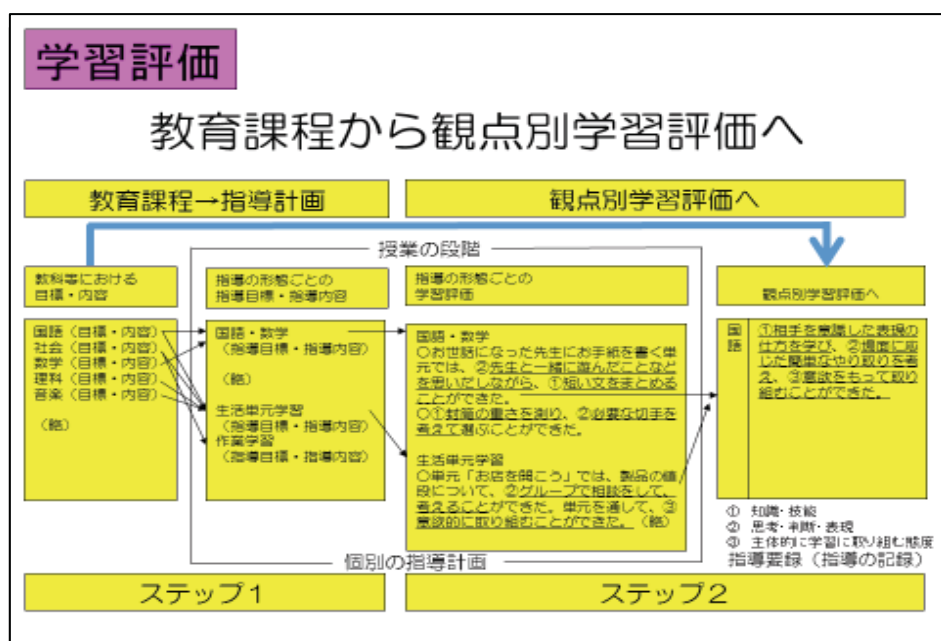


図4-1 教育課程から観点別学習評価へ

5 教育課程の届出内容の確認

毎年5月上旬までに、各校から教育課程が提出される。教育課程の届出内容については、表4-3のとおりです。教育課程の編成に向けて、学校設定教科・科目について検討している場合は、「名称、目標、内容、単位数等を定めるにあたり、高等部における教育の目標及び水準の維持等に十分配慮し、新たに設定を検討している場合は、当課と事前協議を行い、継続の場合においても届出を行うこと」と留意事項を示しています。さらに、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることはできないことに留意することと示しています。提出された届出内容については、以下に示した観点を基に、内容を確認し、不備等があれば、修正を依頼しています。

表 4-3 令和 4 年度の教育課程の届出項目

1	教育目標
2	その他の事項
3	学級編制及び幼児児童生徒の障害の状態等
4	授業日数及び授業時数の配当（教育課程表）
5	年間行事計画
6	各部の週日課及び年間行事等の計画
7	年間指導計画（単元・題材配当表）

教育課程の届出の観点とは表 4-4 のとおりです。

表 4-4 教育課程の届出の観点

項 目	観 点
学校教育目標	学校教育目標と各学部の目標に一貫性・整合性がある。 学校の特色ある目標が設定されている。
教育課程の 内容・様式	令和 4 年度「県立特別支援学校の教育課程の編成について」に従って作成されているか。 「道徳教育」の全体計画が具体的内容として作成されている。 「体育・健康に関する指導」の全体計画が作成されている。 (保健指導及び性に関する指導、安全指導、食に関する指導) 「生徒指導」の全体計画が作成されている。 「進路指導」及び「キャリア教育」の全体計画が作成されている。 「交流及び共同学習」の全体計画が作成されている。 「読書活動に関する指導」の全体計画が作成されている。 「ICT活用・情報教育」に関する指導の全体計画が作成されている。 「人権教育」に関する指導の全体計画が作成されている。 「パラスポーツを活用した教育」に関する指導の全体計画が作成されている。 「医療的ケア」に関する全体計画が作成されている。 自立活動の目標や指導計画が明確になっている。 年間行事計画が効率的に配分されている。 ALT の指導について年間指導計画等で明確になっている。 訪問教育に関する年間授業時数等が作成されている。
授業時数	年間授業日数が基準を満たしている。 年間授業時数について定められた授業時数が確保されている。 準じた教育課程や高等部教科科目単位数は標準単位数に基づいて設定されている。 授業の 1 単位時間について、標準の授業時間が設定されている。 また、そうでない場合は、補講などが計画され、授業時数の不足が補われている。

6 おわりに

A 県教育委員会ではこのように、特別支援学校の教育課程の改善に向けた取組を行っ

ています。今後も、障害のある幼児児童生徒が持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育むことができるよう、ICTを利活用するなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきたいと考えています。

なお、最後に、上記の取組と関連して、特別支援学校において想定される教育課程編成・実施の年間の流れについて整理したものをお示しますので、参考にしてください。

(参考) 教育課程編成及び実施の年間の流れ

月	全校の動き	各部の動き	学校評価の流れ
4	○学校教育目標・学校経営案の設定	○学部経営案・学級経営案等の設定	<u>学校評価委員会</u> ○学校評価計画の検討 ○評価項目・基準等の作成 ○学校目標設定報告書提出 ○学校評価年間計画書提出
5	○各部の教育課程・年間指導計画等の取りまとめ	○個別の指導計画の作成	
6		○個別の教育支援計画の作成	
7	○教育課程の提出 ○教育課程研究協議会への参加	指導の実践と改善 	
8	○指導実践の成果と課題の確認	指導の実践と改善 	<u>学校評価委員会</u> ○評価項目・基準等の確認 ○教育課程・授業実践等に関する評価の実施 ○自己評価の実施
9			
10			
11			
12	○学校教育目標の見直し・改善	○調査と研究 ○教育的課題の明確化	
	○各部間の系統性等の検討 ○教育課程編成方針の決定 ○学級編制（案）の作成	○教育課程の見直し・改善	<u>学校評価委員会</u> ○自己評価結果の分析と改善策の検討
1	<u>次年度教育課程の作成</u> ○指導内容の選択・組織 ○全体計画・指導計画の作成 ○教育課程表の作成 ○年間行事計画の作成 ○時間割・日課表の作成等	指導の実践と改善 	○学校関係者評価の実施 ○第三者評価の実施 <u>学校評価委員会</u> ○結果のまとめ ○結果の公表 ○学校評価実施報告書提出
2		<u>次年度教育課程の検討</u>	
3		○授業時数の配当の検討 ○年間行事計画の検討 ○時間割・日課表の検討 ○学習グループの検討等	
		○個別の指導計画の整理 ○個別の教育支援計画の整理	

第5章 資料

教育課程の編成・実施の根拠となる法規や通知は以下の通りです。法規については、第1～4章の内容で触れられている条の番号等を、括弧書きで付しています。

☆学校教育法 （第77条，附則第9条）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>

☆学校教育法施行規則 （第126条，第127条，第128条，第129条，第130条）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>

☆地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （第23条第5号，第33条第1項）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000162>

☆特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）.

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afileldfile/2019/02/04/1399950_6.pdf

☆学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）.

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00034.html

現行の学習指導要領では、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

☆特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領

☆特別支援学校高等部学習指導要領

☆特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）

☆特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）

☆特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

☆特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（高等部）

☆特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）

上記の資料掲載文部科学省ホームページURL (2023年2月10日アクセス)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。
「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

☆中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会（2019）児童生徒の学習評価の在り方について（報告）。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/04/17/1415602_1_1_1.pdf（2023年2月10日アクセス）

☆特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf (2023年2月10日アクセス)

☆特別支援学校高等部学習評価参考資料

https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_tokubetu01-100002983_02.pdf (2023年2月10日アクセス)

☆学習評価の在り方 ハンドブック（小中学校編）

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-01.pdf (2023年2月10日アクセス)

☆学習評価の在り方 ハンドブック（高等学校編）

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-02.pdf (2023年2月10日アクセス)

学校教育法附則第 9 条に関連し、以下では、教科書に関する内容が Q&A 方式で解説されています。

☆教科書 Q & A

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm

平素より国立特別支援教育総合研究所が実施する諸事業について、御理解、御協力くださいまして誠にありがとうございます。下記の内容を御一読の上、本調査への御協力をよろしくお願いいたします。

研究の目的および意義

平成29年告示の小学校学習指導要領、及び中学校学習指導要領では、特別支援学級が編成する教育課程について、自立活動の個別の指導計画の作成手順や、特別の教育課程編成の手順の例を示すなど、内容の充実が図られました。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への指導についても、詳しい記述が行われました。

これに対し、国立特別支援教育総合研究所教育課程研究チームは、新学習指導要領の下で特別支援学級が編成する特別の教育課程の編成・実施の状況や課題を把握することを目的とした、質問紙調査を実施することとしました。

回答いただいた結果につきましては、特別支援学級における教育課程の編成や実施に関わる諸課題の検討や解決のための基礎資料とさせていただきたいと存じます。また、今後の国の政策立案や地域における取組の推進に役立てて参ります。本調査の趣旨を御理解の上、御協力よろしくお願いいたします。

実施上の配慮

回答に要する時間は、20分程度です。本調査は、決して強制するものではありません。任意で回答をお願いします。回答しないことで、不利になることは一切ありません。調査への回答をもって調査に協力することに同意いただけたものとさせていただきますが、回答後であっても回答の取消・撤回が可能です。調査後に同意を撤回する場合は、下記担当まで御連絡下さい。

御回答いただいた内容は、本研究の目的の他に、全国の特別支援教育の指導者養成や各地域の特別支援教育の発展・充実のために、本研究所の研究や研修にも活用させていただく場合があります。また、国の政策立案や施策推進のために、御回答いただいた内容を文部科学省に提供する場合があります。

その際、回答者に関する情報や個人が特定される情報については、厳重に管理した環境で取り扱います。

研究終了後には、それぞれの回答のファイルは、研究所の規定に基づき適切に破棄します。

本調査の成果は、研究成果報告書に記載し本研究所のホームページで広く発信するほか、学会等でも公表いたしますが、個人・自治体が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出方法

完成した回答は、メールに添付し、教育課程研究チームアンケート回収担当（v-special-class-iinkai@nise.go.jp）までお送りください。

なお、ファイル名を「【〇〇教育委員会回答】特別支援学級調査(〇〇の部分には回答者の自治体名を入力)」としてお送りください。

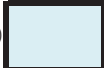
提出期限は、令和3年11月30日(火)となります。

<問い合わせ先>

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
教育課程チーム 研究代表 吉川 知夫
【本件担当】 副代表 金子 健

入力方法

設問をお読みいただき、該当する所に記入又は○をお付けください。

①  水色のセルには数字、文字を入力します。

②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。

特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

資料2

1. 自治体名

自治体名を回答欄にご記入ください。都道府県、地区町村の別については該当の欄に○を記入ください。

	都		市
	道		区
	府		町
	県		村

2. 特別支援学級の教育課程の把握方法や把握する内容について

所管する地域の特別支援学級において編成される教育課程の把握の内容や方法について質問します。

1) 教育課程の届け出内容として、以下の選択肢より当てはまるものを選び、左のカッコ内に○を記入ください(複数選択可)。「以上の選択肢の中に該当するものはない」と回答した場合は、その内容を記入ください。
(n=246)

- (46.3%) 各教科等ごとの時間数を学級単位で届け出る
- (57.7%) 各教科等ごとの時間数を児童ごとにカウントして届け出る
- (30.5%) 児童生徒一人一人の配慮の状況を明記した個別の指導計画を届け出る
- (6.1%) 以上の選択肢の中に該当するものはない(把握する内容を記入)

2) 届け出後から年度末までの間、届け出を受けた教育課程について助言する機会をどの程度設けていますか。訪問、電話、メール発出等、実施ごとに1回と数えます。学校1校当たりの平均の数でお答えください。最も良く当てはまるものを一つ選び、左の欄に○を記入ください。(n=246)

助言する機会は	6.1%	0回
	55.7%	1回程度
	35.8%	2回程度以上

3) 知的障害のある児童生徒に対して「各教科等を合わせた指導」を行っている場合は、その時間数について、どのように把握しているかお伺いします。以下の選択肢より当てはまるものを選び、左のカッコ内に○を記入ください(複数選択可)。なお、把握の方法は、特定の様式に基づくもの、添付資料によるものなど、教育委員会への提出物による把握に限ることとし、学級を訪問しての把握等の場合は除きます。「以上の選択肢の中に該当するものはない」と回答した場合は、その内容を記入ください。(n=246)

- (35.8%) 「各教科等を合わせた指導」として行われている授業の年間時数の合計を把握している
(例: 各教科等を合わせた指導は年間で●時間行われている)
- (60.2%) 「各教科等を合わせた指導」の種類ごとに授業の年間時数の合計を把握している
(例: 生活単元学習は●時間、作業学習は●時間)
- (15.0%) 「各教科等を合わせた指導」の内訳として、各教科等(国語、社会、算数など)に位置づく授業の年間時数の合計を把握している(例: 生活単元学習に位置づけた国語は●時間、算数は●時間)
- (17.9%) 「各教科等を合わせた指導」の授業時間数の報告を求めている
- (2.8%) 以上の選択肢の中に該当するものはない(把握する内容を記入)

3. 教育課程編成に関する説明会について

特別支援学級の教育課程編成に当たって、教育委員会が実施する説明会についてお尋ねします。以下の選択肢より当てはまるものを選び、左のカッコ内に○を記入ください(複数選択可)。また、「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容について記入ください。(n=246)

- (32.5%) 特別支援学級を設置している学校の管理職に対して実施している
- (17.1%) 特別支援学級を設置している学校の教務主任に対して実施している
- (24.4%) 特別支援学級の主任に対して実施している
- (24.0%) 特別支援学級の担任に対して実施している
- (32.9%) 実施していない
- (11.8%) その他(その他の内容を記入)

質問は以上になります。記入漏れがないか、再度確認をお願いします。
御協力ありがとうございました。

特別支援学級担当の先生へ

平素より国立特別支援教育総合研究所が実施する諸事業について、御理解、御協力くださりまして誠にありがとうございます。下記の内容を御一読の上、本調査への御協力をよろしくお願いいたします。

研究の目的および意義

平成29年告示の小学校学習指導要領では、特別支援学級が編成する教育課程について、自立活動の個別の指導計画の作成手順や、特別の教育課程編成の手順の例を示すなど、内容の充実が図られました。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童への指導についても、詳しい記述が行われました。

これに対し、国立特別支援教育総合研究所教育課程研究チームは、新学習指導要領の下で特別支援学級が編成する特別の教育課程の編成・実施の状況や課題を把握することを目的とした、質問紙調査を実施することとしました。

回答いただいた結果につきましては、特別支援学級における教育課程の編成や実施に関わる諸課題の検討や解決のための基礎資料とさせていただきたいと存じます。また、今後の国の政策立案や地域における取組の推進に役立てて参ります。本調査の趣旨を御理解の上、御協力をお願いいたします。

調査の対象

回答は、特別支援学級3年と6年に児童が在籍している全国の小学校の中から、無作為に抽出した600校の小学校特別支援学級担当の先生にお願いしております。

なお、この調査の回答には、特別支援学級主任の先生の他、校内の特別支援学級担任の先生方にご協力を頂く内容となっております。

実施上の配慮

回答に要する時間は、50分程度です。本調査は、決して強制するものではありません。

任意で回答をお願いします。回答しないことで、不利になることは一切ありません。調査への回答をもって調査に協力することに同意いただけたものとさせていただきますが、回答後であっても回答の取消・撤回が可能です。調査後に同意を撤回する場合は、下記担当まで御連絡下さい。

御回答いただいた内容は、本研究の目的の他に、全国の特別支援教育の指導者養成や各地域の特別支援教育の発展・充実のために、本研究所の研究や研修にも活用させていただく場合があります。また、国の政策立案や施策推進のために、御回答いただいた内容を文部科学省に提供する場合があります。

その際、回答者に関する情報や個人が特定される情報については、厳重に管理した環境で取り扱います。

研究終了後には、それぞれの回答のファイルは研究所の規定に基づき適切に破棄します。

本調査の成果は、研究成果報告書に記載し本研究所のホームページで広く発信するほか、学会等でも公表いたしますが、個人・学校・自治体が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出方法

完成した回答は、メールに添付し、

教育課程研究チームアンケート回収担当（v-special-class-syo@nise.go.jp）までお送りください。

なお、ファイル名を「【〇〇立〇〇学校回答】小学校特別支援学校調査（〇〇の部分には回答者の所属校名を入力）」としてお送りください。

提出期限は、**令和3年12月7日（火）**となります。

<問い合わせ先>

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
教育課程チーム 研究代表 吉川 知夫
【本件担当】 副代表 金子 健

用語の説明

本調査の質問文や選択肢の中にある用語について、以下に説明します。回答の際、適宜、御参照ください。

*1 授業時数

本研究では、45分を1単位時間として授業時数を数える。

*2 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ機会であり、インクルーシブ教育システム構築に向けた基礎的環境整備に位置付けられるなど重要な教育活動を指す。具体的には、特別支援学級の児童が通常の学級で学習する機会を得たり、日常の様々な場面で通常の学級に在席する児童と活動をともにしたりする活動が挙げられる。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進されている。

*3 当該学年の教科

在籍する学年において、障害のない児童の教科と同じ教科を指す。

*4 当該学年より前の学年の教科

特別支援学級では、当該学年の教育課程をそのまま適用することが適当でない場合に取り扱われる、当該学年より前の各学年の各教科のことを指す。

*5 知的障害教育の教科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科(生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育)を指す。

*6 生活

小学校(1・2年)で履修する「生活」は、学校教育法施行規則第50条に規定される。知的障害教育の教育課程で取り扱う「生活」は、学校教育法施行規則126条に規定される。いずれも、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力の育成を目指す、構成は異なるものとなっている。

*7 自立活動

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う指導を指す。特別支援学級では児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含めつつ指導の時間を特設して行う場合と、学校の教育活動全体を通じて行う場合がある。

入力方法

設問をお読みいただき、該当する所に記入又は○をお付けください。

- ①  水色のセルには、数字、文字を入力します。
- ②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。
- ③  自動で計算され数値が入力されます。
- ④  肌色のセルには、交流及び共同学習の授業時数の数字、文字を入力します。

特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

1. 御所属の学校・学級について

1) 御所属の学校がある自治体名と学校名について、記入ください。都道府県、地区町村の別については該当の欄に○を記入ください。

都道府県名		都道府県	市区町村名		市区町村	学校名	
-------	----------------------	------	-------	----------------------	------	-----	----------------------

2) 貴校の特別支援学級の障害種について、左の欄に○を記入してお答えください。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入ください。また、各障害種について、学級数、在籍児童数(各学年の人数及び合計の人数)を記入ください。(令和3年5月1日現在の人数で回答をお願いします。)(n=195)

		学級数	在籍児童数						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
障害種	98.5%	知的障害	1.7	1.2	1.6	1.7	1.7	1.7	9.5
	32.8%	肢体不自由	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6
	29.2%	病弱・身体虚弱	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.4
	16.9%	弱視	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2
	20.0%	難聴	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
	19.5%	言語障害	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.8
	96.4%	自閉症・情緒障害	2.2	1.8	2.0	2.5	2.2	2.1	13.1
	0.0%	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
「その他」の具体的な内容									

平均値
学級数
在籍児童数

2. 小学校3年と小学校6年の児童の抽出について

依頼文で指定させていただいた障害種の特別支援学級在籍の小学3年、及び、同様に指定させていただいた障害種の特別支援学級在籍の小学6年の児童から、それぞれ名前の五十音順で最初の児童を1名ずつ、合計2名お選びいただき、それぞれの児童の障害種について、左の欄に○を記入してお答えください(複数選択可)。また、お手数ですが、当該児童の在籍学級の障害種についても、下の左の欄に○を記入ください。

指定した障害種の特別支援学級に小学3年、または小学6年の児童が在籍していない場合は、お手数ですが、問い合わせ先までご連絡ください。

この設問は、次の3で、選んでいただいた児童について回答いただくための設問です。以下、選んでいただいた小学3年の児童を「児童A」、小学校6年の児童を「児童B」とします。

児童	A (n=195)		B (n=195)	
学年	小3		小6	
障害種 (複数選択可)	36.9%	知的障害	37.9%	知的障害
	6.2%	肢体不自由	8.2%	肢体不自由
	6.2%	病弱・身体虚弱	6.2%	病弱・身体虚弱
	9.2%	弱視	5.6%	弱視
	7.2%	難聴	9.2%	難聴
	8.2%	言語障害	10.8%	言語障害
	40.5%	自閉症・情緒障害	35.4%	自閉症・情緒障害
	0.5%	その他	1.0%	その他
「その他」の具体的な内容				
在籍学級の障害種	31.3%	知的障害	27.7%	知的障害
	5.6%	肢体不自由	8.7%	肢体不自由
	4.6%	病弱・身体虚弱	6.2%	病弱・身体虚弱
	8.2%	弱視	5.6%	弱視
	7.7%	難聴	8.7%	難聴
	8.2%	言語障害	10.3%	言語障害
	29.2%	自閉症・情緒障害	30.3%	自閉症・情緒障害
	0.0%	その他	0.0%	その他

(不明が5.1%) (不明が2.6%)

平均値

平均値

3. 各児童の教育課程の編成・実施の状況について

2で選んでいただいた各児童についての教育課程の編成・実施の状況について、それぞれ下記の①、②でお伺いします。なお、①-1、②-1は各児童についての設問、①-2、②-2は、各児童が在籍する特別支援学級についての設問となります。また、そのうち、「①-1の1）」及び「②-1の1）」の「各教科等の授業時数、交流及び共同学習の授業時数」については、次の例を参考にしてください。また、下記の*1～*7は、適宜、前の「用語の説明」を参照ください。

例：小3の知的障害特別支援学級に在籍する児童X

右の青の欄の時間数の合計 総授業時数 (自立活動を 含む) 980 980	当該学年の年間標準授業時数	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	青の欄に各教科等の時間数を記入したうえで、その内数として、交流及び共同学習の時間数を該当する肌色の欄に記入して下さい。 この児童の在籍学級では、国・算を習熟度別でグループを編制して指導している。児童の所属グループは通常の2年生の教科書を用いた授業を実施。 この児童は、体育の全105単位時間のうち、運動会と関連する単元に相当する15単位時間を、交流及び共同学習として実施。	
	各教科の授業時数									
	交流及び共同学習の授業時数									
	当該学年の年間標準授業時数	国語	算数	*生活	音楽	図画工作	体育			
※小3の年間総授業時数は980が標準	各教科の授業時数		140						合各 導教 せ科 た等 指を 授業時数 210	
	交流及び共同学習の授業時数									
	知的障害特別支援学級の年間標準授業時数	*生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育			
	各教科の授業時数		175		70	70	105			
この児童は、生活単元学習、日常生活の指導を合わせて、年間210単位時間(週時程で6時間分相当)実施。	交流及び共同学習の授業時数							15	授業時数 70	
	特別活動	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動					
	年間標準授業時数	35	35	70	35					
	各教科等の授業時数	35		70	35					
この児童は、自立活動の時間の指導を年間70単位時間(週時程で2時間分相当)実施。	交流及び共同学習の授業時数			70					自立活動(自立活動の時間を設けて行う場合)の授業時数を記入する欄 70	
	特別活動	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動					
	年間標準授業時数	35	35	70	35					
	各教科等の授業時数	35		70	35					
この児童は、総合的な学習の時間について年間70単位時間(週時程で2時間分相当)を、準ずる教育課程に位置付け、全時間、交流及び共同学習として実施。	交流及び共同学習の授業時数			70					自立活動(自立活動の時間を設けて行う場合)の授業時数を記入する欄 70	
	特別活動	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動					
	年間標準授業時数	35	35	70	35					
	各教科等の授業時数	35		70	35					

①ー1 小3 児童A について

1) 各教科等の授業時数、交流及び共同学習の授業時数

各教科等の授業時数*1を例にならって、青色の欄に記入ください。なお、それぞれの時数は、**教育委員会に届け出た内容に基づき、年間で実施が想定される授業時数**を記入ください。また、その内の**交流及び共同学習*2の時間数**について、該当する肌色の欄に記入ください。

当該学年の 教科*3	国語	社会	算数	理科	音楽	図画 工作	体育	(n=195)
年間標準授業 時数	245	70	175	90	60	60	105	
各教科の 授業時数 (単位時間)	210	70	175	90	60	60	105	Oを除いた中央値
交流及び共同 学習の授業時 数 (単位時間)	84	70	145	90	60	60	105	Oを除いた中央値
より *4 前該 の学 教科 学年	国語	算数	* 生 6 活	音楽	図画 工作	体育		
各教科の 授業時数 (単位時間)	175	140	105	35	60	55		
交流及び共同 学習の授業時 数 (単位時間)	70	35	105	70	70	105		
知的 *5 障 害 教 科	* 生 6 活	国語	算数	音楽	図画 工作	体育		合各 わ教 導せ 科た 等 指を
各教科の 授業時数 (単位時間)	55	195	145	60	60	103		授業時数 (単位時間) 92
交流及び共同 学習の授業時 数 (単位時間)								交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間) 385

Oを除いた
中央値

総授業
時数
(自立活動
を含む)
(単位時間)

980
／980
(単位時間)

※小3の年
間総授業時
数は980が
標準

	特別 道徳 の教科	外国 語活 動	総合 的な学 習の 時間	特別 活動
年間標準授業 時数	35	35	70	35
各教科等の 授業時数 (単位時間)	35	35	70	35
交流及び共同 学習の授業時 数 (単位時間)	35	35	70	35

* 授時
7 自立
業間
時を
数を
設
け
て
記
入
す
る
場
合
の
の

授業時 数 (単位 時間)	70
------------------------	----

2) 使用教科書

本児童が国語、社会、算数、理科、音楽で、主に使用している教科書について該当する欄に全て○を記入ください。

	文部科学省検 定済教科書(当 該学年)	文部科学省 検定済教科書 (下学年)	文部科学省著作 教科書 視覚障害者用 (点字版)	文部科学省著 作教科書 聴覚障害者用	文部科学省著 作教科書 知的障害者用 (☆本)	一般図書(拡 大教科書を含 む)
国語 (n=182)	78.0%	12.1%	0.5%	0.0%	1.1%	5.5%
社会 (n=191)	88.5%	0.5%	0.5%			4.2%
算数 (n=181)	76.8%	13.3%	0.0%		2.2%	5.0%
理科 (n=190)	90.5%	1.1%	0.0%			3.7%
音楽 (n=192)	91.7%	2.1%		0.0%	0.5%	2.6%

3) 教育課程の編成・実施状況の評価

本児童の、本調査時点での教育課程の編成・実施状況の評価として、下記の各項目について最も良く当てはまるものを1つ選び、○を記入ください。(No.1～7 n=195)

No.	項目	十分に きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できな かった
1	実態に応じて、各教科等の指導目標を設定すること	28.2%	68.7%	1.5%	0.5%
2	実態に応じて、指導内容を組織すること	26.2%	68.7%	3.6%	0.5%
3	実態に応じて、授業時数を配当すること	37.4%	55.9%	5.1%	0.5%
4	実態に応じて、交流及び共同学習を教育課程に位置付けること	34.4%	54.4%	8.2%	1.5%
5	実態に応じて、各教科のねらいを達成すること	20.5%	66.7%	10.8%	1.0%
6	実態に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を自立活動で取り扱うこと	20.0%	62.6%	14.4%	1.5%
7	実態に応じて、交流及び共同学習のねらいを達成すること	17.7%	61.0%	13.8%	2.6%

各教科等を合わせた指導を行っている場合、下記にもお答えください。(n=113)

No.	項目	十分に きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できな かった
8	実態に応じて、各教科等を合わせた指導のねらいを達成すること	17.7%	71.7%	9.7%	0.9%

①ー2 小3児童Aが在籍している特別支援学級について

児童Aが在籍している特別支援学級での、自立活動、及び交流及び共同学習の状況についてお伺いします。

1) 自立活動の計画作成・実施・評価の状況について

児童Aが在籍している特別支援学級での自立活動の指導の計画の作成、実施、及び評価の状況に関して、下記の各項目について、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=195)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとんど できてい ない
1	学習指導要領に示されている自立活動の目標や内容等の理解	25.1%	68.2%	4.6%	0.5%
2	個々の児童の実態の把握	51.8%	47.2%	0.0%	0.0%
3	個々の児童において指導すべき課題の明確化	40.0%	57.4%	1.5%	0.0%
4	指導すべき課題相互の関連の整理	14.4%	63.6%	20.0%	0.0%
5	個々の児童の実態に即した指導目標の設定	30.3%	64.6%	3.6%	0.0%
6	指導目標を達成するために必要な自立活動の項目(注)の選択	20.5%	63.6%	13.3%	1.0%
7	選択した自立活動の各項目を関連付けて具体的な指導内容を設定すること	22.6%	55.9%	19.0%	1.0%
8	指導内容の設定において、自己選択・自己決定する機会を設けること	20.5%	55.4%	21.0%	2.1%
9	指導内容の設定において、将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関連を踏まえること	22.6%	61.0%	14.9%	0.5%
10	児童の実態に応じて、適切な指導形態(集団での指導、個別の指導等)で指導すること	27.2%	61.5%	9.7%	0.5%
11	自立活動の時間における指導と、各教科等において行う自立活動の指導を関連付けて指導すること	17.4%	59.0%	20.0%	2.1%
12	自立活動の指導について、児童の達成状況や指導の適切さを評価すること	18.5%	59.5%	19.0%	1.5%

(注)特別支援学校小学部学習指導要領第7章第2に示されている自立活動の内容についての項目

2) 交流及び共同学習の実施状況について

児童Aが在籍している特別支援学級の児童と通常の学級の児童との交流及び共同学習の実施の状況に関して、下記の各項目について、最もよく当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=195)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとんど できてい ない
1	特別支援学級の個々の児童の実態に応じて、交流及び共同学習のための教科や活動を設定すること	28.7%	60.0%	8.7%	0.5%
2	特別支援学級の児童にとっての明確なねらいをもって実施すること	23.1%	62.6%	12.3%	0.5%
3	特別支援学級の児童に対して、どのような資質・能力を育成するのかを検討したうえで実施すること	23.1%	58.5%	16.4%	0.5%
4	交流先の学級の担任と、ねらいや内容、方法の共有を行うこと	25.6%	56.9%	12.3%	2.6%
5	交流先の児童と特別支援学級の児童の双方のニーズを踏まえて実施すること	17.4%	59.0%	19.0%	1.5%
6	交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を達成すること	13.8%	60.6%	22.1%	2.6%
7	授業時間以外で交流等を行うこと	36.4%	41.5%	16.4%	4.1%
8	交流及び共同学習のねらいの達成状況を適切に評価すること	16.9%	60.0%	19.5%	1.5%
9	交流先の学級の担任に対して、特別支援学級の児童の実態を理解してもらうこと	49.7%	44.1%	3.6%	0.5%
10	交流先の学級の児童に対して、特別支援学級の児童の実態を理解してもらうこと	30.3%	53.8%	12.3%	2.1%
11	交流及び共同学習の実施のための校内の協力体制を構築すること	28.2%	59.0%	10.3%	0.5%
12	特別支援学級の児童の保護者との共通理解のもとに実施すること	41.5%	53.3%	2.6%	0.5%
13	交流先の児童の保護者に対して、交流及び共同学習の目的や内容について理解・啓発を行うこと	16.4%	44.6%	26.7%	9.2%

②-1 小6児童Bについて

1) 各教科等の授業時数、交流及び共同学習の授業時数

各教科等の授業時数*1、を例にならって、青色の欄にご記入ください。なお、それぞれの時数は、教育委員会に届け出た内容に基づき、年間で実施が想定される授業時数を記入ください。また、その内、交流及び共同学習*2の時間数について、該当する肌色の欄に記入ください。(n=195)

0を除いた中央値 総授業時数 (自立活動を含む) 1015 ／1015 (単位時間)	当該学年の教科*3	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	0を除いた中央値		
	年間標準授業時数	175	105	175	105	50	50	55	90	70	0を除いた中央値		
	各教科の授業時数 (単位時間)	155	105	175	105	50	50	55	90	70	0を除いた中央値		
	交流及び共同学習の授業時数 (単位時間)	105	105	175	105	50	50	55	90	70			
※小6の年間総授業時数は1015が標準	当該学年の*4教科等	国語	社会	算数	理科	*生活6	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	外国語活動	
	各教科等の授業時数 (単位時間)	155	70	142.5	70	35	50	50	35	90.5	35	35	
	交流及び共同学習の授業時数 (単位時間)	35		70		50		50		70		60	
	知的障害*5教科	*生活6	国語	算数	音楽	図画工作	体育	各教科等指導を合わせた授業時数					
	各教科の授業時数 (単位時間)	35	145	140	50	50	82.5	授業時数 (単位時間)		105			
	交流及び共同学習の授業時数 (単位時間)							交流及び共同学習の授業時数 (単位時間)		298			
	特別の教科・道徳	総合的な学習の時間	特別活動										
	年間標準授業時数	35	70	35									
	各教科等の授業時数 (単位時間)	35	70	35									
	交流及び共同学習の授業時数 (単位時間)	35	70	35									
	7 自立活動（自立活動の時間を設けている場合）* 授業時数を記入する		40										

2) 使用教科書

本児童が国語、社会、算数、理科、音楽で、主に使用している教科書について該当する欄に全て○を記入ください。

	文部科学省検 定済教科書(当 該学年)	文部科学省 検定済教科書 (下学年)	文部科学省著作 教科書 視覚障害者用 (点字版)	文部科学省著 作教科書 聴覚障害者用	文部科学省著 作教科書 知的障害者用 (☆本)	一般図書(拡 大教科書を含 む)
国語 (n=187)	73.8%	14.4%	0.5%	0.5%	1.6%	6.4%
社会 (n=193)	84.5%	4.7%	0.5%			5.2%
算数 (n=184)	72.3%	16.8%	0.5%		1.6%	6.5%
理科 (n=193)	86.0%	3.6%	0.5%			4.1%
音楽 (n=193)	89.6%	3.6%		0.0%	0.5%	3.1%

3) 教育課程の編成・実施状況の評価

本児童の、本調査時点での教育課程の編成・実施状況の評価として、下記の各項目について最も良く当てはまるものを1つ選び、○を記入ください。(No.1～7 n=195)

No.	項目	十分で きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できなかつ た
1	実態に応じて、各教科等の指導目標を設定すること	28.7%	64.1%	4.6%	0.5%
2	実態に応じて、指導内容を組織すること	26.2%	64.1%	6.2%	1.0%
3	実態に応じて、授業時数を配当すること	38.5%	52.3%	7.2%	0.0%
4	実態に応じて、交流及び共同学習を教育課程に位置付けること	37.9%	51.3%	7.2%	1.0%
5	実態に応じて、各教科のねらいを達成すること	18.5%	67.2%	10.8%	1.5%
6	実態に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を自立活動で取り扱うこと	21.5%	63.1%	10.8%	2.6%
7	実態に応じて、交流及び共同学習のねらいを達成すること	23.1%	57.9%	15.4%	1.0%

各教科等を合わせた指導を行っている場合、下記にもお答えください。(n=115)

No.	項目	十分で きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できなかつ た
8	実態に応じて、各教科等を合わせた指導のねらいを達成すること	11.3%	75.7%	13.0%	0.0%

②ー2 小6児童Bが在籍している特別支援学級について

児童Bが在籍している特別支援学級での、自立活動、及び交流及び共同学習の状況についてお伺いします。

1) 自立活動の計画作成・実施・評価の状況について

児童Bが在籍している特別支援学級での自立活動の指導の計画の作成、実施、及び評価の状況に関して、下記の各項目について、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=195)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとんど できてい ない
1	学習指導要領に示されている自立活動の目標や内容等の理解	21.5%	68.7%	7.7%	0.0%
2	個々の児童の実態の把握	47.7%	49.7%	0.5%	0.0%
3	個々の児童において指導すべき課題の明確化	41.0%	52.3%	4.6%	0.0%
4	指導すべき課題相互の関連の整理	14.4%	64.6%	19.0%	0.0%
5	個々の児童の実態に即した指導目標の設定	31.8%	62.6%	3.1%	0.5%
6	指導目標を達成するために必要な自立活動の項目(注)の選択	22.1%	60.5%	12.8%	2.1%
7	選択した自立活動の各項目を関連付けて具体的な指導内容を設定すること	21.0%	57.4%	16.9%	2.1%
8	指導内容の設定において、自己選択・自己決定する機会を設けること	24.1%	53.8%	18.5%	1.0%
9	指導内容の設定において、将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関連を踏まえること	25.6%	57.9%	13.8%	0.5%
10	児童の実態に応じて、適切な指導形態(集団での指導、個別の指導等)で指導すること	29.7%	58.5%	8.7%	1.0%
11	自立活動の時間における指導と、各教科等において行う自立活動の指導を関連付けて指導すること	15.4%	60.0%	19.5%	2.6%
12	自立活動の指導について、児童の達成状況や指導の適切さを評価すること	16.9%	61.0%	16.4%	2.6%

(注) 特別支援学校小学部学習指導要領第7章第2に示されている自立活動の内容についての項目

2) 交流及び共同学習の実施状況について

児童Bが在籍している特別支援学級の児童と通常の学級の児童との**交流及び共同学習の実施の状況**に関して、下記の各項目について、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=195)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとんど できてい ない
1	特別支援学級の個々の児童の実態に応じて、交流及び共同学習のための教科や活動を設定すること	33.8%	55.4%	7.2%	0.5%
2	特別支援学級の児童にとっての明確なねらいをもって実施すること	27.2%	61.0%	7.7%	1.0%
3	特別支援学級の児童に対して、どのような資質・能力を育成するのかを検討したうえで実施すること	23.6%	62.1%	10.8%	0.5%
4	交流先の学級の担任と、ねらいや内容、方法の共有を行うこと	31.8%	51.3%	13.3%	0.5%
5	交流先の児童と特別支援学級の児童の双方のニーズを踏まえて実施すること	22.1%	54.4%	19.0%	1.5%
6	交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を達成すること	15.9%	66.2%	13.3%	1.5%
7	授業時間以外で交流等を行うこと	34.9%	46.2%	11.3%	3.6%
8	交流及び共同学習のねらいの達成状況を適切に評価すること	18.5%	63.1%	14.4%	1.0%
9	交流先の学級の担任に対して、特別支援学級の児童の実態を理解してもらうこと	50.3%	45.6%	1.0%	0.0%
10	交流先の学級の児童に対して、特別支援学級の児童の実態を理解してもらうこと	34.4%	52.8%	8.7%	1.0%
11	交流及び共同学習の実施のための校内の協力体制を構築すること	33.3%	53.3%	9.2%	1.0%
12	特別支援学級の児童の保護者との共通理解のもとに実施すること	49.7%	45.6%	1.0%	0.0%
13	交流先の児童の保護者に対して、交流及び共同学習の目的や内容について理解・啓発を行うこと	21.0%	38.5%	29.2%	8.2%

以下の4、5の設問は、貴校の全体的な状況についての設問となります。

4. 新学習指導要領の下での教育課程編成・実施における課題

新しい学習指導要領の下で、特別支援学級の教育課程を編成・実施する際に、下記の各項目に関して課題と考えるかについて、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。また、その他に課題と考えることがありましたら、「その他」の欄に、具体的に記入ください。

(No.1～10 n=195 / No.11 n=162 / No.12 n=154)

No.	項目	たいへん そう思う	ややそう 思う	どちらと も言えな い	あまりそ う思わな い	まったく そう思わ ない
1	教育課程の編成のために、児童の教科等での習得状況や既習事項を確認すること	46.2%	37.4%	4.1%	8.7%	2.6%
2	教育課程の編成において各教科等の指導目標を設定すること	36.4%	42.6%	8.7%	8.2%	2.6%
3	教育課程の編成において各教科等の指導内容を組織すること	34.9%	43.6%	8.7%	9.2%	2.1%
4	教育課程の編成において授業時数を配当すること	30.3%	39.0%	11.8%	14.4%	3.1%
5	実態の異なる複数の児童に応じて教育課程を編成すること	54.9%	29.2%	6.2%	6.2%	2.1%
6	自立活動を取り入れて教育課程を編成すること	45.1%	32.8%	7.2%	11.8%	2.1%
7	自立活動の指導のために個別の指導計画を作成・活用すること	40.5%	37.4%	9.2%	8.2%	3.6%
8	交流及び共同学習を教育課程に位置付けること	31.3%	37.4%	14.9%	11.3%	3.1%
9	児童の実態に応じて、検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書などの教科書を選択すること	32.3%	28.7%	15.9%	15.9%	5.6%
10	編成した教育課程について、保護者等に、そのように編成した理由を説明すること	35.9%	35.4%	14.9%	9.7%	3.1%

貴校において、該当する場合は、下記にもお答えください。

No.	項目	たいへん そう思う	ややそう 思う	どちらと も言えな い	あまりそ う思わな い	まったく そう思わ ない
11	各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替えて教育課程を編成すること	40.1%	37.0%	10.5%	8.0%	4.3%
12	各教科を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて教育課程を編成すること	22.1%	39.6%	20.1%	13.6%	4.5%

その他

5. 特別支援学級担任による通常の学級に対する指導・支援について

特別支援学級担当(担任または主任)が実施する通常の学級への指導・支援について質問します。**通常の学級に在籍する障害のある児童に対して**、特別支援学級担任や主任が、指導・支援を行うことはありますか。なお、ここでは、特別支援学級の児童が交流及び共同学習を行う際に、交流先の学級で実施する指導・支援も含むものとします。学校の共通理解に基づき行ったことがあるものをすべて選び、左のカッコ内に○を記入ください。また、選んだものについては、具体的内容を記述してください。(n=160)

(75.9%) 授業時間において通常の学級に入り込んで行う個別または小集団指導

例) 通常の学級担任に依頼されて行う児童の行動観察、交流の付き添いの際に
通常の学級の児童に行う支援、通常の学級の授業でのサブティーチャーなど

具体的な内容

<主な内容>

- ・漢字が苦手な児童と一緒に文を読む。
- ・交流の付き添いの際に、通常の学級の児童にアドバイスや支援を行う。
- ・学習に集中できるように声掛けをする。
- ・通常の学級担任に依頼されたり、特別支援コーディネーターとして必要だったときに行う児童の行動観察。

など

(45.1%) 授業時間において別の場所で行う個別または小集団指導

例) 別室での個別抽出の指導、特別支援学級の授業に参加させた上での指導、
各学級に在籍する障害のある児童による別室での小集団の指導など

具体的な内容

<主な内容>

- ・国語・算数の抽出授業を実施。学年相応の内容を個人の実態に合わせて指導。
- ・グループ学習時の声かけ。
- ・通常学級に在籍する自閉症児のクールダウンの場を提供。落ち着いてから一緒に学習。
- ・不登校傾向の児童が、学習の場として支援学級で学習する時の指導。

など

(42.1%) 授業時間以外(昼休み、放課後等)における個別または小集団指導

例) 休み時間や昼休みに行う授業内容の補充学習、休み時間中の特別支援学級開放、
課業前や放課後に実施する小集団での活動、SSTなど

具体的な内容

<主な内容>

- ・家庭科の課題が終わっていない児童の指導を行っている。
- ・登校時(就業前)に、感染予防対策の消毒と抱き合わせて、健康観察や生活指導を行っている。
- ・休み時間に特別支援学級を開放し、特別支援学級の児童と一緒に遊んでいる。
- ・昼休みや業間時間のソーシャルスキルの指導・支援。

など

(10.8%) 休日、長期休業中等における個別または小集団指導

例) 夏休み期間中の補習やSST、
抽出児童だけを対象とした活動や校外学習など

具体的な内容

<主な内容>

- ・夏季休業中に、夏休みの課題(宿題)を中心に補習を行っている。
- ・夏休み学習会。
- ・夏休み中の課外活動の指導支援。
- ・夏休み期間中の教育相談。

など

(無回答 17.9%)

質問は以上になります。記入漏れがないか、再度確認をお願いします。
御協力ありがとうございました。

特別支援学級担当の先生へ

平素より国立特別支援教育総合研究所が実施する諸事業について、御理解、御協力くださりまして誠にありがとうございます。下記の内容を御一読の上、本調査への御協力をよろしくお願いいたします。

研究の目的および意義

平成29年告示の中学校学習指導要領では、特別支援学級が編成する教育課程について、自立活動の個別の指導計画の作成手順や、特別の教育課程編成の手順の例を示すなど、内容の充実が図られました。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする生徒への指導についても、詳しい記述が行われました。

これに対し、国立特別支援教育総合研究所教育課程研究チームは、新学習指導要領の下で特別支援学級が編成する特別の教育課程の編成・実施の状況や課題を把握することを目的とした、質問紙調査を実施することとしました。

回答いただいた結果につきましては、特別支援学級における教育課程の編成や実施に関わる諸課題の検討や解決のための基礎資料とさせていただきますと存じます。また、今後の国の政策立案や地域における取組の推進に役立てて参ります。本調査の趣旨を御理解の上、御協力をお願いいたします。

調査の対象

回答は、特別支援学級3年に生徒が在籍している全国の中学校の中から、無作為に抽出した600校の中学校特別支援学級担当の先生にお願いしております。

なお、この調査の回答には、特別支援学級主任の先生その他、校内の特別支援学級担当の先生方にご協力いただく内容となっております。

実施上の配慮

回答に要する時間は、50分程度です。本調査は、決して強制するものではありません。

任意で回答をお願いします。回答しないことで、不利になることは一切ありません。調査への回答をもって調査に協力することに同意いただけたものとさせていただきますが、回答後であっても回答の取消・撤回が可能です。調査後に同意を撤回する場合は、下記担当まで御連絡下さい。

御回答いただいた内容は、本研究の目的の他に、全国の特別支援教育の指導者養成や各地域の特別支援教育の発展・充実のために、本研究所の研究や研修にも活用させていただく場合があります。また、国の政策立案や施策推進のために、御回答いただいた内容を文部科学省に提供する場合があります。

その際、回答者に関する情報や個人が特定される情報については、厳重に管理した環境で取り扱います。

研究終了後には、それぞれの回答のファイルは研究所の規定に基づき適切に破棄します。

本調査の成果は、研究成果報告書に記載し本研究所のホームページで広く発信するほか、学会等でも公表いたしますが、個人・学校・自治体が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出方法

完成した回答は、メールに添付し、教育課程研究チームアンケート回収担当（v-special-class-tyu@nise.go.jp）までお送りください。

なお、ファイル名を「【〇〇立〇〇学校回答】中学校特別支援学校調査（〇〇の部分には回答者の所属校名を入力）」としてお送りください。

提出期限は、**令和3年12月7日（火）**となります。

<問い合わせ先>

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

教育課程チーム 研究代表 吉川 知夫

【本件担当】 副代表 金子 健

用語の説明

本調査の質問文や選択肢の中にある用語について、以下に説明します。回答の際、適宜、ご参照ください。

*1 授業時数

本研究では、50分を1単位時間として授業時数を数える。

*2 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ機会であり、インクルーシブ教育システム構築に向けた基礎的環境整備に位置付けられるなど重要な教育活動を指す。具体的には、特別支援学級の児童が通常の学級で学習する機会を得たり、日常の様々な場面で通常の学級に在席する生徒と活動をともにしたりする活動が挙げられる。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進されている。

*3 当該学年の教科

在籍する学年において、障害のない生徒の教科と同じ教科を指す。

*4 当該学年より前の学年の教科

特別支援学級では、当該学年の教育課程をそのまま適用することが適当でない場合に取り扱われる、当該学年より前の各学年の各教科のことを指す。

*5 知的障害教育の教科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である生徒を教育する特別支援学校中学部の各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語)を指す。

*6 自立活動

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う指導を指す。特別支援学級では生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含めつつ指導の時間を特設して行う場合と、学校の教育活動全体を通じて行う場合がある。

入力方法

設問をお読みいただき、該当する所に記入又は○をお付けください。

- ①  水色のセルには数字、文字を入力します。
- ②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。
- ③  自動で計算され数値が入力されます。
- ④  肌色のセルには、交流及び共同学習の授業時数の数字、文字を入力します。

特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

1. 御所属の学校・学級について

1) 御所属の学校がある自治体名と学校名について、記入ください。都道府県、地区町村の別については該当の欄に○を記入ください。

都道府県名		都	市	学校名
		道	区	
		府	町	
		県	村	

2) 貴校の特別支援学級の障害種について、左の欄に○を記入してお答えください。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入ください。また、各障害種について、学級数、在籍生徒数(各学年の人数及び合計の人数)を記入ください。(令和3年5月1日現在の人数で回答をお願いします。)(n=180)

			学級数	在籍生徒数(人)			
				1年	2年	3年	合計
障害種	96.1%	知的障害	1.4	2.6	2.1	2.3	7.0
	17.8%	肢体不自由	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3
	25.0%	病弱・身体虚弱	0.3	0.1	0.1	0.2	0.4
	11.7%	弱視	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
	16.7%	難聴	0.2	0.1	0.1	0.2	0.4
	16.1%	言語	0.2	0.1	0.1	0.2	0.4
	93.3%	自閉症・情緒障害	1.6	3.0	2.6	2.9	8.5
	0.0%	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
「その他」の具体的な内容							

平均値(学級数、在籍生徒数)

2. 中学校3年の生徒の抽出について

依頼文で指定させていただいた障害種の特別支援学級在籍の中学3年生徒から、名前の五十音順で最初の生徒を1名お選びいただき、その生徒の障害種について、左の欄に○を記入してお答えください(複数選択可)。また、お手数ですが、当該生徒の在籍学級の障害種についても、下の左の欄に○を記入ください。

指定した障害種の特別支援学級に中学3年の生徒が在籍していない場合は、お手数ですが、問い合わせ先までご連絡ください。

この設問は、次の3で、選んでいただいた生徒について回答いただくための設問です。以下、選んでいただいた生徒を「生徒A」とします。

生徒	A (n=180)	
学年	中3	
障害種 (複数選択可)	40.0%	知的障害
	7.8%	肢体不自由
	6.7%	病弱・身体虚弱
	8.9%	弱視
	9.4%	難聴
	12.8%	言語
	38.9%	自閉症・情緒障害
	0.6%	その他
「その他」の具体的な内容		
在籍学級の障害種	23.9%	知的障害
	6.7%	肢体不自由
	4.4%	病弱・身体虚弱
	8.9%	弱視
	8.3%	難聴
	12.2%	言語
	33.9%	自閉症・情緒障害
	0.0%	その他

平均値

平均値

(不明が1.7%)

右の青の欄の
時間数の合計

総授業
時数
(自立活動を
含む)

1015

/1015

※中3の年間
総授業時数は
1015 が標準

青の欄に各教科等の時間数を記入したうえで、その内数として、交流及び共同学習の時間数を該当する肌色の欄に記入して下さい。

この生徒は、音楽の年間35単位時間(週時程で1時間分相当)を、準ずる教育課程に位置付け、全時価間について交流及び共同学習として実施。

この生徒の在籍学級では、国・算を習熟度別でグループを編制して指導していた。児童の所属グループは通常の1年生の教科書を用いた授業を実施。

この生徒は、体育の全105単位時間のうち、運動会と関連する単元に相当する15単位時間を交流及び共同学習として実施。

当該学年の 教科*3	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・ 家庭	外国語
年間標準授業時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140
各教科の 授業時数					35				
交流及び共同 学習の授 業時数					35				
当該学年 の教科等 *4	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・ 家庭	外国語
各教科等の 授業時数			140						
交流及び共同 学習の授 業時数									
知的障害 教育の教科 *5	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・ 家庭	外国語
各教科の 授業時数	105	70				35	105		70
交流及び共同 学習の授 業時数							15		

	特別の教科 道徳	総合的な学 習の時間	特別活動
年間標準授 業時数	35	70	35
各教科等の 授業時数	35	70	35
交流及び共同学 習の 授業時数		70	

自立活動（自立活動の時間を設けている場合の授業時数を記入する）＊7	70
授業時数	

この生徒は、自立活動の時間の指導を年間70単位時間（週時程で2時間分相当）実施。

	各教科等を合わせた指導
授業時数	245
交流及び共同学習の授業時数	

この生徒は、生活単元学習、日常生活の指導を合わせて、年間245単位時間(週時程で7時間分相当)実施。

この生徒は、総合的な学習の時間の年間70単位時間(週時程で2時間分相当)を、準ずる教育課程に位置付け、交流及び共同学習として実施。

(1) 中3生徒Aについて

1) 各教科等の授業時数、交流及び共同学習の授業時数

各教科等の授業時数*1を例にならって、青色の欄にご記入ください。なお、それぞれの時数は、**教育委員会に届け出た内容に基づき、年間で実施が想定される授業時数**を記入ください。また、その内の**交流及び共同学習*2の時間数**について、該当する肌色の欄に記入ください。

0を除いた中央値

総授業時数
(自立活動を含む)

1015

／1015
(単位時間)

※中3の年間
総授業時数は
1015 が標準

(n=180)

*3 の当該 教科 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
年間標準授 業時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140
各教科の 授業時数 (単位時間)	105	140	140	140	35	35	105	35	140
交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間)	105	140	140	140	35	35	105	35	116.5
*4 の当該 教科 等学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
各教科等の 授業時数 (単位時間)	105	70	140	70	35	35	105	70	105
交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間)	105	70	122.5	70	35	35	25	35	70
*5 の教育 的 教科 等	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	職業・ 家庭	外国語
各教科の 授業時数 (単位時間)	105	35	105	52.5	35.5	35	105	70	70
交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間)									

	特別 道徳 教科	総合 的な学 習の時 間	特別 活動
年間標準授 業時数	35	70	35
各教科等の 授業時数 (単位時間)	35	70	35
交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間)	35	70	35

	自立活動 (自立活 動の時 間を設 けてい る)*6
授業時 数 (単位 時間)	35

	各 教科 等 の 指 導
授業時数 (単位時間)	145
交流及び共 同学習の授 業時数 (単位時間)	420

2) 使用教科書

本生徒が国語、社会、数学、理科、音楽で、主に使用している教科書について該当する欄に全て○を記入ください。

	文部科学省検 定済教科書(当 該学年)	文部科学省検 定済教科書(下 学年)	文部科学省著 作教科書 視覚障害者用 (点字版)	文部科学省著 作教科書 聴覚障害者用	文部科学省著 作教科書 知的障害者用 (☆本)	一般図書(拡 大教科書を含 む)
国語 (n=168)	63.7%	12.5%	0.6%	0.6%	1.8%	17.9%
社会 (n=167)	68.3%	11.4%	0.0%			16.2%
数学 (n=162)	62.3%	13.6%	0.0%		2.5%	17.3%
理科 (n=171)	67.3%	14.0%	0.0%			14.0%
音楽 (n=172)	82.6%	4.7%		0.0%	0.6%	8.7%

3) 教育課程の編成・実施状況の評価

本生徒の、本調査時点での教育課程の編成・実施状況の評価として、下記の各項目について最も良く当てはまるものを1つ選び、○を記入ください。(n=180)

	項目	十分で きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できな かった
1	実態に応じて、各教科等の指導目標を設定すること	26.7%	65.9%	6.7%	0.0%
2	実態に応じて、指導内容を組織すること	27.2%	61.1%	10.0%	0.0%
3	実態に応じて、授業時数を配当すること	42.2%	48.9%	7.2%	0.0%
4	実態に応じて、交流及び共同学習を教育課程に位置付けること	42.8%	41.1%	11.1%	3.3%
5	実態に応じて、各教科のねらいを達成すること	14.4%	61.1%	18.9%	3.3%
6	実態に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を自立活動で取り扱うこと	16.7%	61.1%	15.6%	5.0%
7	実態に応じて、交流及び共同学習のねらいを達成すること	20.0%	56.1%	17.8%	4.4%

各教科等を合わせた指導を行っている場合、下記にもお答えください。(n=95)

No.	項目	十分で きた	概ねで きた	あまりで きなかつ た	ほとんど できな かった
8	実態に応じて、各教科等を合わせた指導のねらいを達成すること	17.9%	69.5%	9.5%	3.2%

(2) 中3生徒Aが在籍している特別支援学級について

生徒Aが在籍している特別支援学級での、自立活動、及び交流及び共同学習の状況についてお伺いします。

1) 自立活動の計画作成・実施・評価の状況について

生徒Aが在籍している特別支援学級での自立活動の指導の計画の作成、実施、及び評価の状況に関して、下記の各項目について、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=180)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとん どできて いない
1	学習指導要領に示されている自立活動の目標や内容等の理解	22.2%	63.9%	10.6%	1.1%
2	個々の生徒の実態の把握	53.9%	42.2%	1.1%	0.6%
3	個々の生徒において指導すべき課題の明確化	38.9%	53.9%	4.4%	0.6%
4	指導すべき課題相互の関連の整理	13.9%	67.2%	15.0%	1.1%
5	個々の生徒の実態に即した指導目標の設定	27.8%	65.0%	4.4%	0.6%
6	指導目標を達成するために必要な自立活動の項目(注)の選択	17.8%	61.7%	16.1%	1.7%
7	選択した自立活動の各項目を関連付けて具体的な指導内容を設定すること	11.7%	63.3%	20.0%	2.2%
8	指導内容の設定において、自己選択・自己決定する機会を設けること	22.8%	52.8%	20.0%	2.2%
9	指導内容の設定において、将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関連を踏まえること	26.1%	61.7%	9.4%	0.6%
10	生徒の実態に応じて、適切な指導形態(集団での指導、個別の指導等)で指導すること	33.9%	55.0%	8.3%	0.6%
11	自立活動の時間における指導と、各教科等において行う自立活動の指導を関連付けて指導すること	14.4%	55.6%	23.9%	3.9%
12	自立活動の指導について、生徒の達成状況や指導の適切さを評価すること	15.6%	59.4%	18.3%	3.3%

(注) 特別支援学校中学部学習指導要領第7章第2に示されている自立活動の内容についての項目

2) 交流及び共同学習の実施状況について

生徒Aが在籍している特別支援学級の生徒と通常の学級の生徒との**交流及び共同学習の実施の状況**に関して、下記の各項目について、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。(n=180)

No.	項目	十分で きている	概ねで きている	あまりで きていな い	ほとん どで きてい ない
1	特別支援学級の個々の生徒の実態に応じて、交流及び共同学習のための教科や活動を設定すること	32.8%	51.7%	11.7%	1.7%
2	特別支援学級の生徒にとっての明確なねらいをもって実施すること	27.2%	50.6%	19.4%	0.6%
3	特別支援学級の生徒に対して、どのような資質・能力を育成するのかを検討したうえで実施すること	22.2%	56.1%	18.3%	0.6%
4	交流先の学級の担任と、ねらいや内容、方法の共有を行うこと	30.0%	50.0%	16.7%	1.1%
5	交流先の生徒と特別支援学級の生徒の双方のニーズを踏まえて実施すること	20.6%	47.2%	27.2%	2.8%
6	交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を達成すること	15.0%	48.3%	30.6%	3.9%
7	授業時間以外で交流等を行うこと	38.3%	36.1%	16.7%	6.1%
8	交流及び共同学習のねらいの達成状況を適切に評価すること	17.2%	52.2%	23.3%	5.0%
9	交流先の学級の担任に対して、特別支援学級の生徒の実態を理解してもらうこと	48.9%	44.4%	3.9%	0.6%
10	交流先の学級の生徒に対して、特別支援学級の生徒の実態を理解してもらうこと	27.2%	56.1%	13.9%	0.6%
11	交流及び共同学習の実施のための校内の協力体制を構築すること	32.8%	56.1%	8.3%	1.1%
12	特別支援学級の生徒の保護者との共通理解のもとに実施すること	48.3%	42.8%	6.1%	1.1%
13	交流先の生徒の保護者に対して、交流及び共同学習の目的や内容について理解・啓発を行うこと	17.2%	36.1%	34.4%	10.6%

以下の4、5の設問は、貴校の全体的な状況についての設問となります。

4. 新学習指導要領の下での教育課程編成における課題

新しい学習指導要領の下で、特別支援学級の教育課程を編成・実施する際に、下記の各項目に関して課題と考えるかについて、最も良く当てはまるものを1つ選び、○をつけてお答えください。また、その他に課題と考えることがありましたら、「その他」の欄に、具体的に記入ください。

(No.1～10 n=180 / No.11 n=144 / No.12 n=138)

No.	項目	たいへん そう思う	ややそう 思う	どちらと も言えな い	あまりそ う思わな い	まったく そう思わ ない
1	教育課程の編成のために、生徒の教科等での習得状況や既習事項を確認すること	38.9%	36.1%	13.9%	5.0%	3.3%
2	教育課程の編成において各教科等の指導目標を設定すること	34.4%	41.1%	12.8%	7.8%	1.7%
3	教育課程の編成において各教科等の指導内容を組織すること	37.2%	40.6%	11.7%	6.7%	2.2%
4	教育課程の編成において授業時数を配当すること	34.4%	38.9%	13.9%	7.8%	2.8%
5	実態の異なる複数の生徒に応じて教育課程を編成すること	55.0%	25.6%	12.2%	3.9%	0.6%
6	自立活動を取り入れて教育課程を編成すること	33.3%	34.4%	12.8%	13.3%	3.3%
7	自立活動の指導のために個別の指導計画を作成・活用すること	32.2%	38.3%	12.2%	11.7%	3.3%
8	交流及び共同学習を教育課程に位置付けること	24.4%	34.4%	23.9%	10.6%	4.4%
9	生徒の実態に応じて、検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書などの教科書を選択すること	31.1%	24.4%	19.4%	14.4%	8.3%
10	編成した教育課程について、保護者等に、そのように編成した理由を説明すること	35.6%	24.4%	17.2%	13.9%	6.7%

貴校において、該当する場合は、下記にもお答えください。

No.	項目	たいへん そう思う	ややそう 思う	どちらと も言えな い	あまりそ う思わな い	まったく そう思わ ない
11	各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替えて教育課程を編成すること	31.9%	38.2%	19.4%	6.9%	3.5%
12	各教科を知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて教育課程を編成すること	26.1%	34.1%	24.6%	13.0%	2.2%

その他

5. 特別支援学級担任による通常の学級に対する指導・支援について

特別支援学級担当(担任または主任)が実施する通常の学級への指導・支援について質問します。**通常の学級に在籍する障害のある生徒に対して**、特別支援学級担任や主任が、指導・支援を行うことはありますか。なお、ここでは、特別支援学級の生徒が交流及び共同学習を行う際に、交流先の学級で実施する指導・支援も含むものとします。学校の共通理解に基づき行ったことがあるものをすべて選び()に○をご記入ください。また、選んだものについては、具体的内容を記述してください。(n=116)

(50.6%) 授業時間において通常の学級に入り込んで行う個別または小集団指導

例) 通常の学級担任に依頼されて行う生徒の行動観察、交流の付き添いの際に
通常の学級の生徒に行う支援、通常の学級の授業でのサブティーチャーなど

具体的な内容

<主な回答>

- ・作業を伴う授業での支援や、学活等の小集団で行う活動の支援。
- ・通常の学級の授業でのT2やT3。
- ・特別支援学級担当の職員が特別支援の生徒及び、特別支援学級の生徒の近くにいる通常級の生徒への支援や指導を行っている。
- ・特別な教育的ニーズのある生徒の状況を調べるための行動観察。

など

(28.9%) 授業時間において別の場所で行う個別または小集団指導

例) 別室での個別抽出の指導、特別支援学級の授業に参加させた上での指導、
各学級に在籍する障害のある生徒による別室での小集団の指導など

具体的な内容

<主な回答>

- ・各学級の学習についていけない生徒について、本人や保護者の希望があった場合に期間を限定して別室での個別指導を行う。(国、数、英)
- ・特別支援学級の授業に参加させた上での指導。
- ・次年度、特別支援学級に転籍予定の生徒に対する特別支援学級での個別の指導。
- ・特別支援学級在籍ではない不登校生徒の対応。別室登校の生徒の指導。

など

(27.8%) 授業時間以外(昼休み、放課後等)における個別または小集団指導

例) 休み時間や昼休みに行う授業内容の補充学習、休み時間中の特別支援学級開放、
課前や放課後に実施する小集団での活動、SSTなど

具体的な内容

<主な回答>

- ・放課後の時間を使った家庭学習や提出課題、提出書類などのサポート。
- ・教科の基礎習得を目標に漢字の書き取りなどの活動を個別に支援する。
- ・昼休みの時間に特別支援学級を開放し、通常級の生徒が出入りできるようにしている。
- ・小集団でのSST。

など

(18.3%) 休日、長期休業中等における個別または小集団指導

例) 夏休み期間中の補習やSST、
抽出生徒だけを対象とした活動や校外学習など

具体的な内容

<主な回答>

- ・低学力傾向の生徒への学習支援など。
- ・全教員で長期休業中における全校生徒対象の学習サポートを実施。
- ・テスト前の休日学習会。定期考査前の補充学習など抽出生徒を中心に少人数で行う。
- ・夏休み期間中のSST。

など

(無回答 35.6%)

質問は以上になります。記入漏れがないか、再度確認をお願いします。
御協力ありがとうございました。

本調査に御協力いただく教育委員会指導主事の方へ

平素より国立特別支援教育総合研究所の事業の実施に当たり、御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

研究の目的および意義

本研究所教育課程研究チームでは、知的障害特別支援学校の各教科等の指導に焦点を当て、教育課程の管理方法や改善・充実に向けた各教育委員会の取組等について状況を把握する調査に取り組むことにしました。

本調査の結果は、今後の国の政策立案や地域における取組の推進に役立てて参ります。

調査の対象

都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事を対象に行います。

入力方法

設問をお読みいただき、該当する所に記入又は○をお付けください。

- ①  水色のセルには数字、文字を入力します。
- ②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。
- ③  灰色のセルは、選んだ選択肢によっては入力が可能になります。入力前に、必要な選択肢を選んでください。
- ④  自動で計算され数値が入力されます。
- ⑤  各ページにあるボタンをクリックすると、次の質問へとジャンプします。各ページの入力漏れがないかどうかを確認した上で、クリックしてください。

実施上の配慮

- 回答に要する時間は、15～20分程度です。本調査は、決して強制するものではありません。任意で回答をお願いします。回答しないことで、不利になることは一切ありません。回答後であっても回答の取消・撤回をいたします。
- 御回答いただいた内容は、本研究の目的の他に、全国の特別支援教育の指導者養成や各地域の特別支援教育の発展・充実のために、本研究所の研究や研修にも活用させていただく場合があります。その際、回答者に関する情報や個人が特定される情報については[@
- 本調査の成果は、研究成果報告書に記載し本研究所のホームページで広く発信するほか、学会等でも公表いたしますが、個人・自治体が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出方法

完成した回答は、メールに添付し、教育課程研究チームアンケート回収担当
(v-kaitou-katei-sv@nise.go.jp)までお送りください。

なお、ファイル名の【教育委員会】部分に、自治体名を入力してからお送りください。

提出期限は、令和3年9月30日（木）となります。

本研究の趣旨を御理解の上、御協力をよろしくお願いします。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
教育課程チーム 研究代表 吉川 知夫
【本件担当】 副代表 北川 貴章

ここをクリックして
I に移動

I 【全員回答】貴教育委員会について質問します。

1 自治体名を御記入ください。

	教育委員会
--	-------

2 本調査の回答内容について確認が必要になった時の連絡先を御記入ください。

所属部署名	
お名前	
電話番号	
電子メールアドレス	

II 貴教育委員会管下の特別支援学校のうち、**知的障害のある児童生徒を対象にした指導の形態である「各教科等を合わせた指導」**(例えば、生活単元学習や作業学習等)を実施する学校に対して、教育委員会へ提出をする教育課程届や年間指導計画等において、次の事項に関する記載の状況や方法についてお答えください。

1-1 【全員回答】各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科、道徳科、外国語活動(小学部の場合)、特別活動並びに自立活動の授業時数の内訳を算出するようになっていませんか。当てはまる方に○を付けてください。

回答欄(N=57)	選択肢	
33.3%	算出している	→設問1-2へ
66.7%	算出していない	→次ページ設問2へ

1-2 【1-1で「算出している」を選んだ方】

算出した内訳の時数を各教科等の年間授業時数部分に含めて記載するようにしていますか。

当てはまる方に○を付けてください。

(各教科等の年間指導時数に記載するとは、例えば、生活単元学習の中で国語を年間50単位時間扱い、それとは別に教科別の指導として国語を60単位時間指導する場合、国語科の年間指導時数の欄に110単位時間(50単位時間+60単位時間)と記載することを指しています。)

回答欄(N=57)	選択肢
全体の29.8%	記載する
全体の3.8%	記載しない

2 【全員回答】各教科等を合わせた指導ごと(遊びの指導、生活単元学習などそれぞれに関して)の年間授業時数を記載する欄は設けていますか。当てはまる方に○を付けてください。

回答欄(N=57)	選択肢
78.9%	設けている
21.1%	設けていない

3 【全員回答】各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科、道徳科、外国語活動(小学部の場合)、特別活動並びに自立活動の目標を年間指導計画等に明記し、教育委員会に提出することになっていますか。当てはまる方に○を付けてください。

回答欄(N=57)	選択肢
19.3%	提出する
80.7%	提出しない

4 【全員回答】各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科、道徳科、外国語活動(小学部の場合)、特別活動並びに自立活動の内容を年間指導計画等に明記し、教育委員会に提出することになっていますか。当てはまる方に○を付けてください。

回答欄(N=57)	選択肢
19.6%	提出する
80.7%	提出しない

ここをクリックして
次の項目に移動

Ⅲ 【全員回答】知的障害特別支援学校の各教科において、各特別支援学校が育成を目指す資質・能力の三つの柱を観点とした学習評価の円滑な実施に向けて、貴教育委員会の昨年度（令和2年度）又は今年度の取組で該当するもの全てに○を付けてください。（複数回答可）

回答欄(N=57)	選択肢
63.2%	指導要録の書式の改訂
31.6%	学習評価に関する研究
47.4%	学習評価に関する参考となる資料の作成
22.8%	具体的な事例収集と学校への提示
17.5%	取組を検討中
26.3%	その他 （ ）

質問は以上になります。記入漏れがないか、再度確認をお願いします。
ご協力いただき、ありがとうございました。

本調査に御協力いただく特別支援学校教務主任の先生へ

平素より国立特別支援教育総合研究所の事業の実施に当たり、御理解、御協力くださいますと誠にありがとうございます。

研究の目的および意義

研究所教育課程研究チームでは、新学習指導要領に基づいた教育課程の完全実施にともない、各学校での**小学部及び中学部**教育課程の編成や学習指導の改善・充実に資するため令和3年9月8日より9月30日までの期間で、「特別支援教育に係る教育課程の編成・実施状況に関する調査」を行っております。

目的は、**特別支援学校小学部及び中学部**教育課程の編成・実施に関する実態把握です。

学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施等に関する全国的な状況を経年比較し、将来の学習指導要領の改訂に資する知見の提供に努めて参ります。あわせて、教育課程の改善に取り組む学校と協働した事例研究に取り組み、各学校での教育課程の編成や学習指導の充実に資する知見の提供に努めて参ります。

調査の対象

各特別支援学校の教務主任を対象に行います。

入力方法

各シートの入力方法は、以下の通りです。令和3年5月1日時点の状況について御回答ください。

- ①  水色のセルには数字、文字を入力します。
- ②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。
- ③  灰色のセルは、選んだ選択肢によっては入力が可能になります。入力前に、必要な選択肢を選んでください。
- ④  自動で計算され数値が入力されます。
- ⑤  各ページにあるボタンをクリックすると、次の質問へとジャンプします。各ページの入力漏れがないかどうかを確認した上で、クリックしてください。

実施上の配慮

回答に要する時間は、30分程度です。本調査は、決して強制するものではありません。回答は任意になります。回答しないことで、不利になることは一切ありません。回答後であっても回答の取消・撤回をいたします。

教育委員会に届け出ている、教育課程届等の資料をお手元にご用意してから回答を始めてください。

回答の結果は、回答して頂いた各校の状況を反映した大切な情報です。回収後は、所内の規定に基づいてデータを管理します。

御回答いただいた内容は、本研究の目的の他に、全国の特別支援教育の指導者養成や各地域の特別支援教育の発展・充実のために、本研究所の研究や研修にも活用させていただく場合があります。その際、回答者に関する情報や個人が特定される情報については、厳重に管理した環境で取り扱います。

回答の結果は、大切に保管します。研究終了後には、研究所の規定に基づき適切に破棄します。

研究成果報告書に記載し本研究所のホームページで広く発信するほか、学会等でも公表いたしますが、個人・学校が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出方法

完成した回答は、メールに添付し、教育課程研究チームアンケート回収担当
(v-kaitou-katei-te@nise.go.jp)までお送りください。

なお、ファイル名の【学校名】部分に、学校名を入力してからお送りください。

提出期限は、令和3年9月30日（木）となります。

本調査の回答にあたっては、30分程度の時間を要しますが、回答前に校内の基礎データの整理、回答内容の確認等に相応の時間を要し、校内の先生方からお力を頂く内容となっております。

本研究の趣旨を御理解の上、御協力をよろしくお願いします。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
教育課程チーム 研究代表 吉川 知夫
【本件担当】 副代表 北川 貴章

ここをクリックして
I に移動

I 貴校について質問します。

1. 貴校が所在する都道府県名を選択してください。

2. 学校名を教えてください

学校名		立		学校・学園
-----	--	---	--	-------

3. 貴校の障害種をお答えください。複数障害種のある学校の場合は、**依頼文に記してある本調査の対象となっている部門の障害種を選択してください。**

①48校 ②65校 ③264校

障害種の内訳：①視覚障害

②聴覚障害

③知的障害

④116校 ⑤51校

④肢体不自由

⑤病弱

4. 在籍児童生徒数をお答えください。

(令和3年5月1日現在の人数で回答をお願いします。)

小学部	平均 46.5	人
-----	---------	---

このうち小学校学習指導要領に準ずる教育課程で学ぶ児童数

平均 7.5	人
--------	---

*0人を除いて算出

中学部	平均 30.4	人
-----	---------	---

このうち中学校学習指導要領に準ずる教育課程で学ぶ生徒数

平均 6.1	人
--------	---

*0人を除いて算出

5. 本調査の回答内容について確認が必要になった時の連絡先を教えてください。

お名前	
電話番号	
電子メールアドレス	

ここをクリックして
Ⅱに移動

- II 貴校の小学校及び中学校学習指導要領に準ずる教育課程(以下、準ずる教育課程)について質問します。**知的障害教育部門**の場合は、質問1は飛ばし、次の項目(シート)へ進んでください。

1. 貴校の「準ずる教育課程」の今年度の小学部第3学年・第6学年、中学部第3学年の各教科等の年間授業時数についてお答えください。

【留意事項】

- * 単位時間数は、コマ数ではなく、**教育委員会に届け出ている単位時間を記入してください。**
 * 1単位時間は、小学部45分、中学部50分として計算してください。総授業時数は、小学部第3学年が980単位時間、小学部第6学年及び中学部第3学年が1,015単位時間、が標準となっていますので、入力の際ご留意ください。

<小学部第3学年>

【中央値】

			視覚	聴覚	肢体	病弱
国語		単位時間	245.0	245.0	245.0	245.0
社会		単位時間	70.0	70.0	70.0	70.0
算数		単位時間	175.0	175.0	175.0	175.0
理科		単位時間	90.0	90.0	90.0	90.0
音楽		単位時間	60.0	45.0	60.0	60.0
図画工作		単位時間	57.5	60.0	60.0	60.0
体育		単位時間	95.0	100.0	70.0	70.0
特別の教科 道徳		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
外国語活動		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
総合的な学習の時間		単位時間	40.0	55.0	60.0	70.0
特別活動		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
自立活動		単位時間	70.0	70.0	75.0	70.0
総授業時数	0	単位時間	(n=42)	(n=62)	(n=87)	(n=48)

<小学部第6学年>

【中央値】

			視覚	聴覚	肢体	病弱
国語		単位時間	175.0	175.0	175.0	175.0
社会		単位時間	105.0	105.0	105.0	105.0
算数		単位時間	175.0	175.0	175.0	175.0
理科		単位時間	105.0	105.0	105.0	105.0
音楽		単位時間	50.0	35.0	50.0	50.0
図画工作		単位時間	50.0	50.0	50.0	50.0
家庭		単位時間	53.0	52.8	50.0	55.0
体育		単位時間	87.3	86.0	55.0	70.0
外国語		単位時間	70.0	70.0	70.0	70.0
特別の教科 道徳		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
総合的な学習の時間		単位時間	38.5	51.3	52.8	63.5
特別活動		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
自立活動		単位時間	70.0	70.0	72.5	70.0
総授業時数	0	単位時間	(n=44)	(n=60)	(n=86)	(n=48)

＜中学部第3学年＞

【中央値】

			視覚	聴覚	肢体	病弱
国語		単位時間	105.0	105.0	105.0	105.0
社会		単位時間	140.0	140.0	140.0	140.0
数学		単位時間	140.0	140.0	140.0	140.0
理科		単位時間	140.0	140.0	140.0	140.0
音楽		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
美術		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
保健体育		単位時間	105.0	105.0	70.0	90.0
技術・家庭		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
外国語		単位時間	140.0	140.0	140.0	140.0
特別の教科 道徳		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
総合的な学習の時間		単位時間	36.0	52.5	50.0	70.0
特別活動		単位時間	35.0	35.0	35.0	35.0
自立活動		単位時間	37.5	35.0	70.0	35.0
総授業時数	0	単位時間	(n=44)	(n=53)	(n=91)	(n=43)

ここをクリックして
次の項目に移動

【「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」】

貴校の「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」について質問します。準ずる教育課程のみの設置校は2～4を飛ばし、次の項目へ進んでください。
なおここでいう「自立活動を主とする教育課程」とは、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に示されている規定を用いて、自立活動を主として編成した教育課程とします。

2. 貴校の「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」の小学部第3学年・第6学年及び中学部第3学年の年間授業時数について、お答えください。

なお、児童生徒の実態に合わせて複数の教育課程を編成している場合は、**在籍している児童生徒が一番多い教育課程を選んでお答えください。**

【留意事項】

- * ここで示す各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」です。
- * 単位時間数は、コマ数ではなく、**教育委員会に届け出ている単位時間**を記入してください。
- * 小学部の1単位時間は、45分として計算してください。また、総授業時数は、第3学年が980単位時間、第6学年が1,015単位時間が標準となっていますので、入力の際ご注意ください。
- * 中学部の1単位時間は、50分として計算してください。また、総授業時数は、第3学年が1,015単位時間が標準となっていますので、入力の際ご注意ください。
- * 該当がない場合には「0」を入力してください。

0を除いた中央値

2-1. 【知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程】

	小学部第3学年		小学部第6学年		(小3 n)	(小6 n)
生活	210.0	単位時間	210.0	単位時間	n=247	n=250
国語	105.0	単位時間	105.0	単位時間	n=429	n=430
算数	90.5	単位時間	105.0	単位時間	n=426	n=428
音楽	70.0	単位時間	70.0	単位時間	n=447	n=452
図画工作	70.0	単位時間	70.0	単位時間	n=410	n=425
体育	90.0	単位時間	92.5	単位時間	n=447	n=451
特別の教科 道徳	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=248	n=261
外国語活動	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=64	n=89
特別活動	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=385	n=398
自立活動	140.0	単位時間	140.0	単位時間	n=403	n=403
総授業時数		単位時間		単位時間		
標準総授業時数		単位時間		単位時間		



次ページへ進む

各教科等を合わせた指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で行っている授業時数をお答えください。

0を除いた中央値

	小学部第3学年		小学部第6学年	
日常生活の指導	335.0	単位時間(n=380)	323.0	単位時間(n=397)
生活単元学習	164.5	単位時間(n=361)	175.0	単位時間(n=385)
遊びの指導	70.0	単位時間(n=147)	70.0	単位時間(n=107)
作業学習	36.0	単位時間(n=1)	42.5	単位時間(n=2)
その他(名称:)		単位時間		単位時間
その他(名称:)		単位時間		単位時間
その他(名称:)		単位時間		単位時間

0を除いた中央値

	中学部第3学年	
国語	105.0	単位時間 n=447
社会	70.0	単位時間 n=261
数学	100.0	単位時間 n=445
理科	58.7	単位時間 n=258
音楽	70.0	単位時間 n=457
美術	63.0	単位時間 n=439
保健体育	105.0	単位時間 n=457
職業・家庭	72.0	単位時間 n=321
外国語	35.0	単位時間 n=172
特別の教科 道徳	35.0	単位時間 n=274
総合的な学習の時間	35.0	単位時間 n=439
特別活動	35.0	単位時間 n=426
自立活動	117.0	単位時間 n=398
総授業時数		単位時間
標準総授業時数		単位時間



各教科等を合わせた指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で行っている授業時数をお答えください。

0を除いた中央値

	中学部第3学年	
日常生活の指導	210.0	単位時間 n=376
生活単元学習	128.5	単位時間 n=390
遊びの指導	140.0	単位時間 n=10
作業学習	140.0	単位時間 n=345
その他(名称:)		単位時間
その他(名称:)		単位時間
その他(名称:)		単位時間

2-2. 2-1で回答した教育課程で学ぶ児童生徒が、**今年度主に使用している教科書(過去に採択した教科書も含む)**についてお答えください。

【選択肢】

①文部科学省著作教科書(☆本) ②一般図書 ③文部科学省著作教科書(☆本)と一般図書

(n=544)	小学部第3学年	小学部第6学年	中学部第3学年
国語	①21.3%②42.3%③15.6%	①18.0%②42.5%③18.0%	①29.2%②27.8%③23.9%
算数・数学	①22.2%②41.2%③15.6%	①18.6%②41.7%③18.4%	①28.5%②29.2%③23.2%
音楽	①26.1%②38.2%③11.8%	①23.3%②38.2%③13.8%	①33.3%②26.5%③14.7%

2-3. 【自立活動を主とする教育課程】

0を除いた中央値

	小学部第3学年		小学部第6学年		(小3 n)	(小6 n)
生活	140.0	単位時間	140.0	単位時間	n=128	n=129
国語	70.0	単位時間	70.0	単位時間	n=155	n=156
算数	36.0	単位時間	46.5	単位時間	n=147	n=150
音楽	70.0	単位時間	70.0	単位時間	n=228	n=228
図画工作	36.0	単位時間	40.0	単位時間	n=187	n=190
体育	66.1	単位時間	69.0	単位時間	n=175	n=179
特別の教科 道徳	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=135	n=138
外国語活動	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=19	n=20
特別活動	35.0	単位時間	35.0	単位時間	n=230	n=234
自立活動	420.0	単位時間	455.0	単位時間	n=282	n=285
総授業時数		単位時間		単位時間		
標準総授業時数		単位時間		単位時間		



各教科等を合わせた指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で行っている授業時数をお答えください。

0を除いた中央値

	小学部第3学年		小学部第6学年	
日常生活の指導	331.3	単位時間(n=226)	342.0	単位時間(n=227)
生活単元学習	106.5	単位時間(n=154)	127.0	単位時間(n=162)
遊びの指導	78.0	単位時間(n=88)	70.0	単位時間(n=70)
作業学習	36.0	単位時間(n=1)	35.0	単位時間(n=1)
その他(名称:)		単位時間		単位時間
その他(名称:)		単位時間		単位時間
その他(名称:)		単位時間		単位時間

	中学部第3学年		
国語	70.0	単位時間	n=170
社会	42.5	単位時間	n=122
数学	58.8	単位時間	n=161
理科	35.0	単位時間	n=117
音楽	70.0	単位時間	n=240
美術	41.7	単位時間	n=206
保健体育	70.0	単位時間	n=199
職業・家庭	58.5	単位時間	n=126
外国語	35.0	単位時間	n=45
特別の教科 道徳	35.0	単位時間	n=147
総合的な学習の時間	35.0	単位時間	n=158
特別活動	35.0	単位時間	n=249
自立活動	428.0	単位時間	n=283
総授業時数		単位時間	
標準総授業時数		単位時間	

0を除いた中央値



各教科等を合わせた指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で行っている授業時数をお答えください。

	中学部第3学年		
日常生活の指導	282.0	単位時間	n=229
生活単元学習	124.5	単位時間	n=196
遊びの指導	63.0	単位時間	n=4
作業学習	105.0	単位時間	n=91
その他(名称:)		単位時間	
その他(名称:)		単位時間	
その他(名称:)		単位時間	

2-4. 2-3で回答した教育課程で学ぶ児童生徒が、**今年度主に使用している教科書(過去に採択した教科書も含む)**についてお答えください。

【選択肢】

①文部科学省著作教科書(☆本) ②一般図書 ③文部科学省著作教科書(☆本)と一般図書

(n=544)	小学部第3学年	小学部第6学年	中学部第3学年
国語	①4.0%②41.9%③3.5%	①4.0%②41.9%③3.9%	①5.3%②40.3%③4.0%
算数・数学	①4.2%②41.4%③3.3%	①4.2%②41.4%③3.7%	①5.1%②39.7%③3.7%
音楽	①10.8%②32.9%③4.6%	①9.4%②34.6%③4.2%	①12.1%②32.2%③5.0%

3. 新学習指導要領では、各教科等を合わせて指導を行う場合、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、特別支援学校学習指導要領に示されている各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容を基に具体的に指導内容を設定したり、授業時数を適切に定めたりするように示されています。貴校の取組状況についてお答えください(複数回答可)。なお、各教科等を合わせた指導を行っていない場合は、⑤を選択してください。

(n=544)	選択肢
50.0%	①各教科や領域との時間数の関係が教育委員会へ提出する教育課程の届け出で、明確になっている
51.1%	②年間指導計画や単元ごとの指導計画に記載している
21.5%	③検討中である
6.1%	④その他()
4.4%	⑤各教科等を合わせて指導を行っていない

4. 知的障害特別支援学校の教科の学習評価の円滑な実施に向けた取組について、昨年度(令和2年度)又は今年度の貴校の取り組み状況について当てはまるもの全てに○を付けてください。(複数回答可)

(n=544)	選択肢
41.5%	①評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化する
21.7%	②校内で評価の実践事例を蓄積して共有する
26.1%	③評価結果の検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図る
24.8%	④学習評価を検討するために各教科の担当者が集まって検討する教科会等の組織編成
25.7%	⑤単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに学習評価するために評価場面の精選
3.5%	⑥学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する機会を設けた
36.6%	⑦新学習指導要領の理念を踏まえた学習評価に関する研修会の実施
18.2%	⑧学習評価をテーマ、キーワードにした学校研究の実施
47.2%	⑨通知表の書式や作成システムの見直し・改善
55.7%	⑩個別の指導計画の書式や作成システムの見直し・改善
50.9%	⑪年間指導計画や単元指導計画の書式や作成システムの見直し・改善
3.1%	⑫その他()

ここをクリックして
次の項目に移動

貴校の自立活動の指導についてお聞きします。

5. 貴校の小学部・中学部において、自立活動の時間における指導はどのように設定されていますか。
各課程、当てはまるものをそれぞれ一つ選んで○を付けてください。

教育課程	回答(n=257)	選択肢
● 準ずる教育課程 (質問1で回答した学級)	3.5%	① 帯時間で設定(月～金まで同時間帯で設けている)
	68.5%	② 週時程の中で授業のコマとして設定
	13.2%	③ 帯時間と週時程における授業のコマの両方で設定
	2.7%	④ その他 ()

教育課程	回答(n=492)	選択肢
● 知的障害特別支援学校の 教科を中心として編成した教 育課程 (質問2-1で回答した学級 の教育課程)	9.3%	① 帯時間で設定(月～金まで同時間帯で設けている)
	40.2%	② 週時程の中で授業のコマとして設定
	23.0%	③ 帯時間と週時程における授業のコマの両方で設定
	12.6%	④ コマとしては設定せず、各教科等を合わせた指導で行っている
	8.5%	⑤ その他 ()

教育課程	回答(n=456)	選択肢
● 自立活動を主とした教育 課程 (質問2-3で回答した学級 の教育課程)	9.2%	① 帯時間で設定(月～金まで同時間帯で設けている)
	43.2%	② 週時程の中で授業のコマとして設定
	16.4%	③ 帯時間と週時程における授業のコマの両方で設定
	21.1%	④ コマとしては設定せず、各教科等を合わせた指導で行っている
	5.0%	⑤ その他 ()

6. 貴校の小学部・中学部で、自立活動の個別の指導計画の作成において、指導すべき課題を明確にして指導
目標及び指導内容を設定するために、取り組まれていること全てに○を付けてください。(複数回答可)

回答(n=544)	選択肢
93.8%	① 学級や学年などの教員間での話し合い
58.3%	② 校内の専門的な知識や技能を有する教員や外部専門家の参画
52.9%	③ 実態把握シートや課題関連図の作成・活用
69.9%	④ 個別の指導計画の書式や記載内容の工夫
43.2%	⑤ 指導記録の活用
27.0%	⑥ 記録や評価方法の工夫
45.6%	⑦ 諸検査の実施
33.1%	⑧ 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に掲載されている流れ図の活用
28.5%	⑨ 手引きやマニュアルの作成
55.5%	⑩ 研修の実施
20.0%	⑪ 管理職の参画
2.4%	⑫ その他 ()

7. 貴校の小学部・中学部で、自立活動の指導の評価方法の工夫について取り組まれていること全てに○を付けてください。(複数回答可)

回答(n=544)	選択肢
91.7%	①学級や学年などの教員間での話し合い
48.3%	②校内の専門的な知識や技能を有する教員や外部専門家の参画
31.1%	③チェックリストや課題関連図の作成・活用
59.7%	④個別の指導計画の書式や記載内容の工夫
43.4%	⑤指導記録の工夫・活用
27.2%	⑥評価項目や評価する観点の明確化
30.9%	⑦諸検査の実施
61.8%	⑧指導目標や指導内容の明確化
16.9%	⑨手引きやマニュアルの作成
39.0%	⑩研修の実施
18.2%	⑪管理職の参画
18.8%	⑫児童生徒の実態に応じた自己評価の実施
1.5%	⑬その他 ()

ここをクリックして
次の項目に移動

貴校の個別の指導計画についてお聞きします。

8. カリキュラム・マネジメントにおいて、個別の指導計画の実施状況の評価と改善について、教育課程の評価と改善につなげることが求められています。個別の指導計画作成・評価を踏まえたカリキュラム・マネジメントを実施する上で特に課題と思われる事項について 3 つまで〇 を付けて選んでお答えください。課題がない場合は、⑨を選択してください。

【留意事項】

ここでいう個別の指導計画は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 1 章総則第 3 節の 3 の (3) に示されているものです。

回答(n=544)	選択肢
45.0%	①個別の指導計画の評価・改善を踏まえたカリキュラム・マネジメントを実施するためのシステムが構築できていない
21.5%	②個別の指導計画の評価に教員間でばらつきがあり、改善を行うことが難しい
24.4%	③同じクラスに在籍する他児童生徒との実態差への対応が難しい
33.3%	④自立活動の個別の指導計画と、各教科等の個別の指導計画との関連性が不明確
27.9%	⑤個別の指導計画作成・評価に関する教員の専門性が不足している
47.8%	⑥カリキュラム・マネジメントに関する教員の専門性が不足している
24.4%	⑦作成した個別の指導計画を日々の授業に活用しきれていない
4.4%	⑧その他 ()
2.4%	⑨課題は特になし

質問は以上になります。記入漏れがないか、再度確認をお願いします。
ご協力いただき、ありがとうございました。

本調査に御協力いただく特別支援学校教務主任の先生へ

平素より国立特別支援教育総合研究所の事業の実施に当たり、御理解、御協力くださいまして誠にありがとうございます。

研究の目的および意義

研究所教育課程研究チームでは、新学習指導要領に基づいた、各学校での**高等部普通科**教育課程の編成や学習指導の改善・充実を支援するために令和4年7月より9月までの期間で、「特別支援教育に係る教育課程の編成・実施状況に関する調査」を行っております。

目的は、**特別支援学校高等部普通科**教育課程の編成・実施に関する実態把握です。

学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施等に関する全国的な状況を経年比較し、将来の学習指導要領の改訂に資する知見の提供に努めて参ります。あわせて、教育課程の改善に取り組む学校と協働した事例研究に取り組み、各学校での教育課程の編成や学習指導の充実に資する知見の提供に努めて参ります。

調査の対象

各特別支援学校の教務主任を対象に行います。

入力方法

各シートの入力方法は、以下の通りです。令和4年5月1日時点の状況について御回答ください。

- ①  水色のセルには数字、文字を入力します。
- ②  緑色のセルは、セルを選択し、プルダウンメニューから選択肢を選ぶ質問です。各質問ともに複数の選択が可能な質問です。
- ③  灰色のセルは、選んだ選択肢によっては入力が可能になります。入力前に、必要な選択肢を選んでください。
- ④  自動で計算され数値が入力されます。

実施上の配慮

回答に要する時間は、30～40分程度です。本調査は、決して強制されるものではありません。皆さんの自由な意思で回答することを保証しています。回答しないことで、不利益となることは一切ありません。回答後であっても回答の取消・撤回を保証いたします。その場合は、担当者あてにメールで連絡をお願いします。

教育委員会に届け出ている、教育課程届をお手元にご用意してから回答を始めてください。

回答の結果は、回答して頂いた各校の状況を反映した大切な情報です。回収後は、どの学校の回答か分からない形にデータを整理し直し、管理します。

回答の結果は、大切に保管します。研究終了後には、研究所の規定に基づき適切に破棄します。

本調査の成果は、研究所セミナーや学会等にて公表いたしますが、個人・学校が特定できるような形で結果を公表しないことをお約束いたします。

提出の方法

完成した回答は、メールに添付し、教育課程研究チームアンケート回収担当(v-katei2022@nise.go.jp)までお送りください。なお、ファイル名の【学校名】部分に、学校名を入力してからお送りください。

提出期限は、**令和4年9月9日(金)**となります。

本調査の回答に当たっては、校内の基礎データの整理、回答内容の確認等に相応の時間を要し、校内の先生方からお力を頂く内容となっております。

本研究の趣旨を御理解の上、御協力をよろしくお願いします。

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
教育課程研究チーム 研究代表 吉川 知夫

【本件担当】 副代表 北川 貴章

I 貴校について質問します。

1 貴自治体が所在する都道府県名を選択してください。

--

2 学校名を教えてください

学校名		立		学校・学園
-----	--	---	--	-------

3 貴校の障害種をお答えください。複数障害種のある学校の場合は、本調査の対象となっている部門の障害種を選択してください。

①34校 ②41校 ③251校

障害種の内訳:①視覚障害 ②聴覚障害 ③知的障害

④114校 ⑤41校

④肢体不自由 ⑤病弱

4 高等部普通科在籍生徒数をお答えください。
(令和4年5月1日現在の人数で回答をお願いします。)

高等部普通科	平均 51.5	人
--------	---------	---

このうち高等学校学習指導要領に準ずる教育課程で学ぶ生徒数

平均 6.7	人
--------	---

*0人除いて算出

5 本調査の回答内容について確認が必要になった時の連絡先を教えてください。

お名前	
電話番号	
電子メールアドレス	

貴校の高等部普通科についてお答えください。

Ⅱ 高等学校学習指導要領に準ずる教育課程（以下、高等部準ずる教育課程）について質問します。（知的障害特別支援学校の場合は、1～2は飛ばし、3の項目へ進んでください。）

1. 貴校の令和4年度入学生の「高等部準ずる教育課程」の単位数をお答えください。類型を設ける等複数の教育課程がある場合は、在籍生徒数の一番多い類型の教育課程を選択してお答えください。なお、該当がない場合は「0」を入力してください。

【普通科】 卒業までに履修させる単位数（総数） 0 単位

類型を設けている場合：本回答で選択した類型の特色をお書きください。

項目	第1学年 (令和4年度)	第2学年 (令和5年度)	第3学年 (令和6年度)
各学科に共通する各教科・科目 (必修)	中央値 (n=181)		
各学科に共通する各教科・科目 (必修以外)	中央値 (参考値 [※])		
学校設定教科・科目			
専門教科・科目			
総合的な探究の時間			
特別活動			
自立活動			
小計			

項目	第1学年	第2学年	第3学年
各教科に共通する各教科・科目 (必修)	23 単位	14 単位	8 単位
総合的な探究の時間	1 単位	1 単位	1 単位
自立活動	2 単位	2 単位	2 単位

項目	3 年間
各教科に共通する各教科・科目 (必修以外)	23 単位 (n=146)
学校設定教科・科目	9 単位 (n=111)
専門教科・科目	8 単位 (n=26)
特別活動	3 単位 (n=169)

※各教科に共通する各教科・科目（必修以外）や学校設定教科・科目、専門教科・科目する科目ではないことから、回答のあった学校数を基に、単位数の中央値を求めた。は、ホームルーム活動は年間 35 単位時間以上設定することになっているが（高等部学 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(9)）、単位の修得の認定は行われなことから、単位の回答のみ分析の対象とし、単位数の中央値を求めた。

※各教科に共通する各教科・科目（必修以外）や学校設定教科・科目、専門教科・科目は全ての学校で設定する科目ではないことから、回答のあった学校数を基に、単位数の中央値を求めた。特別活動については、ホームルーム活動は年間 35 単位時間以上設定することになっているが（高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の（1）のウの（9））、単位の修得の認定は行われなかったことから、単位に換算して提出のあった回答のみ分析の対象とし、単位数の中央値を求めた。

各教科・科目（必修）のうち、学習指導要領に示されている標準単位数よりも多くの単位数を配当（増単）している、教科・科目がありましたらお答えください。（理由は複数選択可）

教科		科目名	増加後の 単位数	理由※				「その他」を選択した場合は、 本欄に理由を記入してください。	
*のべ数（校）（n=129）									
国語	地 理 歴 史	公民	数学	理科	保 健 体 育	芸術	外国語	家庭	情報
110	82	42	112	84	23	26	62	19	32

※理由の内訳

- ①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当するため
- ②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため
- ③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため
- ④その他（右欄へ記入）

必履修教科・科目については、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみ、学習指導要領に示されている標準単位数より少ない単位数を配当（減単）することができます。減単している各教科・科目（必履修）がありましたらお答えください。（理由は複数選択可）

教科	科目名	減じた後の 単位数	理由※	「その他」を選択した場合は、本欄に理由を記入してください。
	*のべ数（校）（n=12）			
	国語	数学	外国語	
	1	6	8	

※理由の内訳

- ①自立活動に充てるため ②基礎・基本の習得に重点を置いているため ③その他（右欄へ記入→）

2. 1で回答した普通科の学校設定教科・科目の名称と概要（設定理由）についてお答えください。なお、学校設定科目の場合は、学習指導要領に示されているどの教科に属するかお答えください。

【普通科】

学校設定教科・科目名	学校設定科目の場合 属する教科	概要（設定理由）※	「その他」を選択した場合は、本欄に理由を記入してください。
＜主な学校設定教科・科目名＞ 産業社会と人間、数学基礎、実践数学、生活数学、国語演習、小論文演習、英語演習、理科演			

※概要（設定理由）の内訳

- ①義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るため ②発展的な学習等を実施するため
③地域に関連した事項を扱うため ④その他（右欄へ記入→）

【「知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」】

貴校の令和4年度入学生の「知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」について質問します。準ずる教育課程のみの設置校は3～5を飛ばし、**項目6へ**進んでください。なおここでいう「自立活動を主とする教育課程」とは、特別支援学校高等部学習指導要領第1章総則の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に示されている規定を用いて、自立活動を主として編成した教育課程とします。

3. 貴校の高等部「知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」の単位時間数について、お答えください。

【留意事項】

- * ここで示す各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」です。
- * 単位時間数は、コマ数ではなく、**教育委員会に届け出ている単位時間**を記入してください。
- * 1単位時間は、50分として計算してください。また、総授業時数は、各学年とも1,050単位時間が標準となっていますので、入力の際ご注意ください。
- * 該当がない場合には「**0**」を入力してください。

3-1【知的障害特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程】

- * 生徒の実態に合わせて複数の教育課程（類型化等）を編成している場合は、**選択している生徒（在籍している生徒）が一番多い教育課程**を選んでお答えください。

普通科

科目	第1学年		0を除いた中央値
国語	70.0	単位時間	(n=438)
社会	52.5	単位時間	(n=278)
数学	70.0	単位時間	(n=436)
理科	36.0	単位時間	(n=268)
音楽	49.0	単位時間	(n=430)
美術	56.0	単位時間	(n=402)
保健体育	105.0	単位時間	(n=448)
職業	105.0	単位時間	(n=323)
家庭	70.0	単位時間	(n=343)
外国語	35.0	単位時間	(n=198)
情報	35.0	単位時間	(n=149)
特別の教科 道徳	35.0	単位時間	(n=249)
総合的な探究の時間	35.0	単位時間	(n=432)
特別活動	35.0	単位時間	(n=440)
専門教科・科目	360.5	単位時間	(n=6)
自立活動	105.0	単位時間	(n=375)
学校設定教科	70.0	単位時間	(n=23)
総授業時数		単位時間	

各教科等を合わせた指導の形態で指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で指導を行っている授業時数をお答えください。

0を除いた中央値

科目	第1学年		0を除いた中央値
日常生活の指導	175.0	単位時間	(n=302)
生活単元学習	105.0	単位時間	(n=288)
作業学習	233.0	単位時間	(n=347)
その他（名称： ）		単位時間	
その他（名称： ）		単位時間	
その他（名称： ）		単位時間	

3-2 学校設定教科を設けていますか。 (n=481)

①5.4% ②87.9%

内訳:①設けている ②設けていない

「設けている」場合は、その教科名と概要についてお答えください。

学校設定教科名	概要
＜主な学校設定教科名＞ ライフキャリア、社会生活、余暇活動、社会生活と進路、キャリアカウンセリング、からだづくり、	

3-3【自立活動を主とする教育課程】

* 生徒の実態に合わせて複数の教育課程(類型化等)を編成している場合は、選択している生徒(在籍している生徒)が一番多い教育課程を選んでお答えください。

普通科

科目	第1学年	
国語	70.0	単位時間 (n=167)
社会	35.0	単位時間 (n=112)
数学	49.5	単位時間 (n=158)
理科	35.0	単位時間 (n=109)
音楽	56.1	単位時間 (n=254)
美術	43.8	単位時間 (n=215)
保健体育	70.0	単位時間 (n=222)
職業	37.5	単位時間 (n=112)
家庭	35.0	単位時間 (n=127)
外国語	35.0	単位時間 (n=43)
情報	18.0	単位時間 (n=19)
特別の教科 道徳	35.0	単位時間 (n=139)
総合的な探究の時間	35.0	単位時間 (n=202)
特別活動	35.0	単位時間 (n=274)
専門教科・科目	350.0	単位時間 (n=3)
自立活動	385.0	単位時間 (n=284)
学校設定教科	314.5	単位時間 (n=6)
総授業時数		単位時間

0を除いた中央値

各教科等を合わせた指導を行っている学校のみお答えください。
各教科等を合わせた指導の形態で行っている授業時数をお答えください。

科目	第1学年	
日常生活の指導	279.5	単位時間 (n=240)
生活単元学習	140.0	単位時間 (n=202)
作業学習	140.0	単位時間 (n=126)
その他 (名称:)		単位時間
その他 (名称:)		単位時間
その他 (名称:)		単位時間

0を除いた中央値

3-4 学校設定教科を設けていますか。

(n=481)

①0.8% ②69.2%

内訳: ①設けている ②設けていない

「設けている」場合は、その教科名と概要についてお答えください。

学校設定教科名	概要
	<学校設定教科名> 文化表現、日常生活の指導、奈良タイム、作業実習

4. 新学習指導要領では、各教科等を合わせて指導を行う場合、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、特別支援学校学習指導要領に示されている各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容を基に具体的に指導内容を設定したり、授業時数を適切に定めたりするように示されています。貴校の取組状況についてお答えください(複数回答可)。なお、各教科等を合わせた指導を行っていない場合は、⑤を選択してください。

回答(n=481)	選択肢
46.6%	①各教科や領域との時間数の関係が教育委員会へ提出する教育課程の届け出で、明確になっている。
52.6%	②年間指導計画や単元ごとの指導計画に記載している。
20.4%	③検討中である。
5.8%	④その他 ()
6.4%	⑤各教科等を合わせて指導を行っていない。

5. 知的障害特別支援学校の教科の学習評価の円滑な実施に向けた取組について、昨年度(令和3年度)又は今年度の貴校の取り組み状況について当てはまるもの全てに○を付けてください。(複数回答可)

回答(n=481)	選択肢
43.5%	①評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討・明確化
29.9%	②校内で評価の実践事例の蓄積・共有
24.1%	③評価結果の検討を通じて評価に関する教師の力量の向上
29.5%	④学習評価を検討するために各教科の担当者が集まって検討する教科会等の組織編成
24.5%	⑤単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに学習評価するために評価場面の精選
7.3%	⑥学習評価の方針を事前に生徒と共有する機会の設定
36.0%	⑦新学習指導要領の理念を踏まえた学習評価に関する研修会の実施
18.5%	⑧学習評価をテーマ、キーワードにした学校研究の実施
47.8%	⑨通知表の書式や作成システムの見直し・改善
63.0%	⑩個別の指導計画の書式や作成システムの見直し・改善
55.5%	⑪年間指導計画や単元指導計画の書式や作成システムの見直し・改善
49.7%	⑫評価を踏まえた授業改善
2.3%	⑬その他 ()
0.8%	⑭特になし

自立活動について質問します。

6. 貴校の高等部において、自立活動の時間における指導はどのように設定されていますか。

【高等部】

教育課程	回答(n=181)	選択肢
●準ずる教育課程【普通科】 (質問1で回答した教育課程)	5.5%	①帯時間で設定（月～金まで同時間帯で設けている）
	86.2%	②週時程の中で授業のコマとして設定
	7.2%	③帯時間と週時程の中で授業のコマの両方が設定
	0.6%	④その他（ ）

教育課程	回答(n=456)	選択肢
●知的障害特別支援学校の 各教科を中心として編成した 教育課程 (質問3-1で回答した学級の教育課程)	9.2%	①帯時間で設定(月～金まで同時間帯で設けている)
	43.2%	②週時程の中で授業のコマとして設定
	16.4%	③帯時間と週時程の中で授業のコマの両方が設定
	21.1%	④コマとしては設定せず、各教科等を合わせた指導で実施
	5.0%	⑤その他（ ）

教育課程	回答(n=295)	選択肢
●自立活動を主とした教育 課程 (質問3-3で回答した学級の教育課程)	18.3%	①帯時間で設定(月～金まで同時間帯で設けている)
	30.2%	②週時程の中で授業のコマとして設定
	41.7%	③帯時間と週時程の中で授業のコマの両方が設定
	2.0%	④コマとしては設定せず、各教科等を合わせた指導で実施
	2.0%	⑤その他（ ）

7. 貴校の高等部で、自立活動の個別の指導計画の作成において、指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するために、取り組まれていること全てに○を付けてください。(複数回答可)

回答(n=481)	選択肢
91.5%	①学級や学年などの教員間での話し合い
46.4%	②校内の専門的な知識や技能を有する教員の参画
33.3%	③外部専門家の参画
18.7%	④管理職の参画
34.3%	⑤諸検査の実施
31.6%	⑥特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に掲載されている流れ図の活用
46.6%	⑦実態把握シートや課題関連図の作成・活用
60.5%	⑧個別の指導計画の書式や記載内容の工夫
37.0%	⑨指導記録の活用
24.1%	⑩記録や評価方法の工夫
49.3%	⑪研修の実施
27.0%	⑫手引きやマニュアルの作成
3.7%	⑬その他（ ）
0.6%	⑭特になし

8. 貴校の高等部で、自立活動の指導の評価方法の工夫について取り組まれていること全てに○を付けてください。（複数回答可）

回答(n=481)	選択肢
91.1%	①学級や学年などの教員間での話し合い
37.6%	②校内の専門的な知識や技能を有する教員の参画
19.1%	③外部専門家の参画
18.7%	④管理職の参画
26.8%	⑤チェックリストや課題関連図の作成・活用
39.9%	⑥指導記録の工夫・活用
51.6%	⑦個別の指導計画の書式や記載内容の工夫
20.8%	⑧諸検査の実施
31.2%	⑨研修の実施
24.7%	⑩評価項目や評価する観点の明確化
58.8%	⑪指導目標や指導内容の明確化
23.5%	⑫生徒の実態に応じた自己評価の実施
17.3%	⑬手引きやマニュアルの作成
0.6%	⑭その他（ ）
1.2%	⑮特になし

9. 貴校の高等部に中学校から今年度入学してきた生徒のうち、中学校や保護者からの個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ状況についてお答えください。

個別の教育支援計画の引継ぎ状況についてお答えください。

回答(n=481)	選択肢
16.4%	①中学校からの入学者なし。
67.6%	②中学校や保護者から全員分の引継ぎがあった。
15.6%	③一部の生徒について引継ぎがなかった。

一部の生徒から引継ぎがなかった場合、その理由についてお答えください。（複数回答可）

回答(n=75)	選択肢
25.3%	①中学校に依頼したが提出がなかった。
58.7%	②中学校では通常の学級に在籍しており作成されていなかった。
1.3%	③保護者から同意が得られなかった。
20.0%	④その他（ ）

個別の指導計画の引継ぎ状況についてお答えください。

回答(n=481)	選択肢
15.8%	①中学校からの入学者なし。
57.8%	②中学校や保護者から全員分の引継ぎがあった。
25.2%	③一部の生徒について引継ぎがなかった。

一部の生徒から引継ぎがなかった場合、その理由についてお答えください。（複数回答可）

回答(n=121)	選択肢
23.1%	①中学校に依頼したが提出がなかった。
43.0%	②中学校では通常の学級に在籍しており作成されていなかった。
0.8%	③保護者から同意が得られなかった。
38.0%	④その他（ ）

10. 新学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントにおいて、個別の指導計画の実施状況の評価と改善について、教育課程の評価と改善につなげることが求められています。個別の指導計画作成・評価を踏まえたカリキュラム・マネジメントを実施する上で特に課題と思われる事項について3つまで○を付けて選んでお答えください。課題がない場合は、⑨を選択してください。

【留意事項】

ここでの個別の指導計画は、特別支援学校高等部学習指導要領第2款の3の(5)のイに示されているものです。

回答(n=481)	選択肢
47.8%	①個別の指導計画の評価・改善を踏まえたカリキュラム・マネジメントを実施するためのシステムが構築できていない。
22.0%	②個別の指導計画の評価に教員間でばらつきがあり、改善を行うことが難しい。
23.3%	③同じクラスに在籍する他生徒との実態差への対応が難しい。
26.6%	④自立活動の個別の指導計画と、各教科等の個別の指導計画との関連性が不明確である。
25.2%	⑤個別の指導計画作成・評価に関する教員の専門性が不足している。
50.1%	⑥カリキュラム・マネジメントに関する教員の専門性が不足している。
24.5%	⑦作成した個別の指導計画を日々の授業に活用しきれていない。
3.5%	⑧その他（ ）
3.5%	⑨課題は特になし。

11. 新学習指導要領に基づいて編成される高等部教育課程や他学部も含めた学校全体の教育課程の編成・実施・評価・改善に係る取り組みの過程で生じている課題がありましたらお書きください。

高等部 (n=278)	<主な内容> ・生徒増加に伴う教室・施設不足で実施したい内容の一部が実施できない。 ・生徒数減少が顕著になりつつあるため、ニーズに応じた選択肢が提供できなくなっている。 ・本校高等部は、職業教育を中心とした教育課程を編成しており、2年次より2類型4系にわかれて学習している。また、大学等進学者にも対応できるよう、選択科目を豊富に設置している。そのため複雑な教育課程になっている。 ・来年度より本校では自立活動を主とする教育課程の類型において、国語、音楽、体育、美術を教科として立てる予定なので、どのように小学部、中学部から系統性を持たせていくか検討中。 など
学校全体 (n=287)	<主な内容> ・各教科等を合わせた指導における各教科等の内容をどのように整理し、教育課程編成につなげていくか。 ・評価を教育課程の改善に活かしてきれていない。 ・小・中・高等部を貫いた学びの連続性(系統性)を意識した教育課程の編成。 ・生徒の実態の幅が大きく、個々の実態に細やかに対応するため編成されてきた教育課程が複雑になっており、見直しが必要な時期になっている。 ・各教科の授業時数のバランスや学習内容の整理(シラバス作成)。 など

質問は以上です。記入漏れがないか再度確認をお願いします。
ご協力いただき、ありがとうございました。